

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

五十三

人事關係綴

昭和二十三年五月

職關係役員再審査委員會
事務局用

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	14-14
	⑤5055

5055

整理番号 _____

氏名 YOSHIDA HATSUJIRŌ

氏名 吉田 初次郎

現職 不明

法第三條の規定に該当する履歴の概要

就任年月日退任年月日	会社名	地位
即 19. 1. 18. — 20. 11. 30. (20. 10. —) (兼任時 21. 10. 8)	三井(B) 小野田セメント	取締役

個人審査申請 年 月 日 (登録番号 _____)

委員会決定 年 月 日 承認 不承認

公職追放該当の有無 有(指定 年 月 日) ()

備考

処理者印 中

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
外務省官房令課長	総理府官房令課長	臨時令本員令課長	〃	内閣總理大臣官房令課長	官報執筆	外務省官房令課長 連署官房令課長 連署官房令課長	内閣	〃	総理府官房令課長	内閣	内閣總理大臣	内閣官房長官
六	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
外	才六六九号	才一七七号	第一九号	第一六号	才一三三号	才一三三号	才一三三号	才一三三号	財再審 才四号	才一四七号	才一四七号	才一四七号
古川閣列領事の出動	人事行政上便用を爲す 書式の日本の送付依頼 強行職員の旅付手続	人事行政上便用を爲す 書式の日本の送付依頼 強行職員の旅付手続	人事行政上便用を爲す 書式の日本の送付依頼 強行職員の旅付手続	人事行政上便用を爲す 書式の日本の送付依頼 強行職員の旅付手続	人事行政上便用を爲す 書式の日本の送付依頼 強行職員の旅付手続	人事行政上便用を爲す 書式の日本の送付依頼 強行職員の旅付手続	人事行政上便用を爲す 書式の日本の送付依頼 強行職員の旅付手続	人事行政上便用を爲す 書式の日本の送付依頼 強行職員の旅付手続	人事行政上便用を爲す 書式の日本の送付依頼 強行職員の旅付手続	人事行政上便用を爲す 書式の日本の送付依頼 強行職員の旅付手続	人事行政上便用を爲す 書式の日本の送付依頼 強行職員の旅付手続	人事行政上便用を爲す 書式の日本の送付依頼 強行職員の旅付手続
六	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
外	才六六九号	才一七七号	第一九号	第一六号	才一三三号	才一三三号	才一三三号	才一三三号	財再審 才四号	才一四七号	才一四七号	才一四七号

裏面白紙

發受信者

日附

番号

件名

發受日附

総
理
廳

裏
面
白
紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

以下白紙三丁

裏面白紙

總
理
廳

日本領事規格第5 (十四行罫)

昭和二十五年五月十日

財團關係役員再審査委員会

事務局長

井上 豪

事務局長 井上

財團關係役員再審査委員会

左記の者に対し頭書の通り所取計相成高し

記

財團關係役員再審査委員会

委員長 古川園童利

副委員長 古川園童利

昭和二十五年五月十日

総 理 廳

裏面白紙

人事

（お礼）

方不金治郎

田原寺 治郎

山田 治郎

西山 雄一

川崎 治郎

川崎 治郎

奥井 隆太郎

財団法人 日本労働会館 理事 奥井 隆太郎

昭和二十二年二月十日

内閣

総 理 閣

裏面白紙

財再第 四 十 一

昭和三十三年一月二十一日

財団法人保経会 理事 長

信託局 理事 長 殿

全 部 課 長 殿

此 度 貴 局 報 告 の 件

事 在 此 の と 如 旨 承 知 申 上 せ ざ ば 不 可

也 等 御 承 知 申 上 せ ざ ば 不 可

財 団 保 経 会 第 六 第 三 号 事 務 報 告 書

十九 年 一 月 二 十 一 日

財 団 保 経 会 第 六 第 三 号 事 務 報 告 書

総 理 廳

裏面白紙

財再審第四節

昭和三十三年五月十二日

財關關係役員再審査委員會事務局長

総理廳官房人事課長殿

三催員発令通知の件

本日左記のとおり発令に付たから通知する

記

山崎 昭代

財關關係役員再審査委員會事務局長を命ずる

十九號給を給する

昭和三十三年五月十二日

財關關係役員再審査委員會事務局長

内

閣

財部官報第四號

昭和二十三年五月十二日

財部關係役員任用審査委員會事務局上様

總理廳官房會計課長様

一 催員發令通知の件

日左記のとおり発令に付るべく通知致す

記

岩崎 昭代

財部關係役員任用審査委員會事務局局長任命了

九號 給 了

昭和二十三年五月十二日

財部關係役員任用審査委員會事務局長任命了

内 閣

履 歷 書

本籍 富山縣東礪波郡大鋸屋村林道三三番地
現住所 東京都古田谷區玉川町一四五〇番地
戸主 英信次女

岩崎昭代

昭和二年三月十五日生

學 業

- 一 昭和八年四月 東京市清水窪尋常小學校ニ入學
- 一 昭和十四年三月 同校卒業
- 一 昭和十四年四月 東京都立第八高等女學校ニ入學
- 一 昭和十九年十二月 同校卒業

職 業

- 一 昭和十九年四月 海軍省航空本部ニ就職
- 一 昭和十九年七月 同省家事ノ都合ニ依リ退職
- 一 昭和十九年十月 富山縣東礪波郡大鋸屋村役場ニ就職
- 一 昭和二十年十二月 同役場家事ノ都合ニ依リ退職

賞 罰

ナシ

右ノ通り相違無之候也

昭和三十三年五月五日

右

岩崎昭代



2.000

品名	卒業後 0年数	就職年数	初任給	卒業後の平均年 1号半 1.7号-1号	就職後の平均年 2号半 1.3号-2.0号	決定手合
4/12	3年4月	3年5月	14号 260			12号 360円
7/10	2年6月	2年6月	10号 250	2号 1.7号	1.1号	2.4号 320円

裏面白紙

三部

財部事務
三五五 月十七

財部事務
内務省事務
内務省事務
内務省事務

事記の連
記

古田 喜久恵

財部事務
十七

財部事務

裏面白紙

財再審第三號

昭和三十三年五月十七日

財閥関係役員再審査委員會事務局長

総理廳人事課長殿

総理廳會計課長殿

雇員發令通知の件

本日左記の通發令になつたから通知する

記

古田 喜久恵

財閥関係再審査委員會事務局雇員を命ずる
十七號給を給する

昭和三十三年五月十七日

財閥関係役員再審査委員會事務局

内 閣

履 歴 書

古田 茂久 憲

昭和四年二月五日生

本籍地 東京都港区芝白金三光町一九七番地

現住所 右と同し

履 歴

昭和拾九年	四月	麹所高等女學校才一学年に入学	
昭和拾九年	三月	同校才二学年に中途退学	
昭和拾九年	四月一日	陸軍省陸軍功績調査部勤務	陸軍省
昭和拾九年	拾月五日	同省解散のため退職す。	
昭和拾九年	十月二十七日	外務省外務大臣官房會計課勤務	外務省
昭和拾九年	十月十九日	同省家事都合に依り退職す。	
昭和二十一年	二月二十四日	東京都港区芝東都ホエ株式会社入社	
昭和二十三年	二月二十五日	同社退職す。	

総 理 廳

一 賞 罰

右の通り相違ありませぬ

昭和二十三年五月十四日

右 古田 茂久 憲 (印)

六月三十日	陞叙高等官五等	内閣
七月十日	賜五級俸	外務省
七月十日	叙従六位	官内省
昭和六年六月一日	高等官之等俸級令中改正ニ付五級俸	外務省
昭和七年六月三日	賜四級俸	官内省
八月一日	叙正六位	官内省
昭和八年九月三日	任公使館三等書記官	内閣
	叙高等官五等	内閣
	賜一級俸	外務省
	カナダ在勤ヲ命ス	外務省
十月八日	兼任領事	内閣
	叙高等官五等	内閣
	オタワ在勤ヲ命ス	外務省
十二月三日	任公使館二等書記官兼領事	内閣
	叙高等官四等	内閣
	賜二級俸	外務省
	カナダ在勤ヲ命ス	外務省
	オタワ在勤ヲ命ス(領事トシテ)	外務省
昭和十年四月一日	免兼官	内閣
	瑞西國在勤ヲ命ス	外務省
八月十日	叙勲六等授瑞寶章	賞勲局
	賜一級俸	外務省
昭和十年十二月三日	任外務省一務官	外務省
昭和五年六月三日	叙高等官四等	内閣
	賜二級俸	内閣
	通商局總務課勤務ヲ命ス	外務省
七月一日	任外務書記官	外務省
	叙高等官四等	内閣

裏面白紙

賜二級俸	通商局第二課長ヲ命ス	外務省
叙從五位	八月五日	宮内省
通商局第四課長ヲ命ス	十月十二日	外務省
陞叙高等官三等	十月五日	内閣
賜一級俸	十月五日	外務省
兼任商工書記官	昭和十四年 四月十五日	外務省
叙高等官三等	八月十五日	内閣
工務局勤務ヲ命ス	八月十五日	商工省
叙勲五等授瑞寶章	昭和十五年 四月二十九日	賞勲局
支那事變ニ於テ功ニ依リ勲五等	六月九日	賞勲局
及金六〇圓ヲ授テ賜フ	昭和十六年 六月九日	賞勲局
兼任鐵道書記官	六月九日	内閣
叙高等官三等	七月三日	内閣
任總領事	七月三日	内閣
叙高等官三等	九月十日	外務省
ウエリントン在勤ヲ命ス	昭和十七年 九月十日	外務省
ウエリントン在勤ヲ免ス	九月一日	外務省
臨時外務省ノ事務ニ從事スルヲ命ス	昭和十八年 九月一日	外務省
待命申本俸全額ヲ賜フ	九月一日	外務省
高等官官等俸給令中改正ニ付一級俸	昭和十九年 一月十五日	外務省
叙正五位	二月三日	宮内省
陞叙高等官二等	昭和十九年 二月三日	内閣
漢堡在勤被仰付	二月三日	内閣
漢堡在勤被免	四月十日	内閣
臨時外務省ノ事務ニ從事スルヲ命ス	四月十日	外務省
待命申本俸全額ヲ賜フ	四月十日	賞勲局
叙勲四等授瑞寶章	四月十日	賞勲局

内閣

二三、一三、一六

以令第三七ニルより財商
係後久再審査季々令事
係乃令^か度止されたので
となつた。 廉定

天

25

裏面白紙

昭和三年 九月四日

終戰連絡中央事務局總裁官房

外務省

昭和二十年 三月六日

任大使館參事官

内閣

叙高等官一等

賜一級俸

外務省

外務官吏研修所員ヲ命ス

内閣

依願免本官

賞勳局

叙從四位特旨依り位一級被進

賞勳局

叙勳三等授瑞寶章

賞勳局

叙勳三等授瑞寶章

賞勳局

内閣

賞勳局

昭和二十年 三月六日

叙勳三等授瑞寶章

賞勳局

昭和二十年 三月六日

叙勳三等授瑞寶章

賞勳局

昭和二十年 三月六日

叙勳三等授瑞寶章

賞勳局

昭和二十年 三月六日

叙勳三等授瑞寶章

賞勳局

昭和二十年 三月六日

叙勳三等授瑞寶章

賞勳局

昭和二十年 三月六日

叙勳三等授瑞寶章

賞勳局

昭和二十年 三月六日

叙勳三等授瑞寶章

賞勳局

總理 秘書官 任命
一級 做了

即 年 三月 廿 日 十日

内閣

外務省

裏面白紙

外務省事務

此用印係在國定事務官在任中

事務官

事務官

外務省

裏面白紙

接准廣東省政府 財政廳

財函國保經字第一四〇號 查該局呈請

財函國保經字第一四〇號

內函

外務省

裏面白紙

副領事

土山園堂利

財團關係係及兩番者其各事皆為向是命也

西曆一千九百二十年五月十日

向菊

外務省

裏面白紙

昭和三年五月廿二日

市村の長

外務省に信入申渡長

運送調査中央事務局秘書長

今般内閣からたのめ場の答を承りたうたうに御進出

副館長 吉岡園を前

所開関係は五冊書電本より三冊書電本より三冊書電本より

昭和三年五月十五日

内閣

裏面白紙

財再審第一三那

昭和三十三年五月二十五日

財関係役員再審査委員會事務局長

外務省官房人事課長殿

連絡調整中央事務局秘書課長殿

今般内閣から左の通り發令があるを即通知する

記

副領事 石川園重利

財関係役員再審査委員會事務局局長を命ずる

昭和三十三年五月二十五日

内閣

財再審第一六號

昭和三十三年五月二十四日

財関関係役員再審査本員會事務局長

総理廳官房人事課長殿

外務省の諒解を得たので、當局局員として左の通り所發
令を願いたい

記

外務事務官 平塚 勇

財関関係役員再審査本員會事務局員を命ずる

内閣

財南委員一六号

外務省 平塚 勇

財南関係委員函着査査令事務局向員と命

右の如く夜令及び計りて

右の如く夜令及び計りて
右の如く夜令及び計りて

財南関係委員再審査委員事務局長 井上 嘉

内閣総理大臣 十戸 田 均 敬

外務省

裏面白紙

財再審第一六号

外務事務官 平 塚 勇

財關關係役員再審査委員会事務局局長を命ずる

右のとおり命令方御取計を以て望む所なり。

昭和二十五年五月二十四日

財關關係役員再審査委員会事務局長 井 上 澄

内閣總理大臣 片 岡 均 殿

總 理 廳

裏面白紙

昭和三年五月十八日附官報

總理廳事務官 井上 蒙

財閥關係改良委員會事務局長 神子 昭

五級本記

安西 浩

河城 邦次郎

大木 金次郎

與井 俊太郎

加島 圭郎

川添 清三

西山 雄一

財閥關係改良委員會事務局長 命子 昭

以上 五月十八日附官報

内閣

日本標準規格 B5 (14行罫)

裏面白紙

昭和二十五年五月十八日附送報

正和

財閥關係及資本主義委員會事務局

勸告命令

(以上五月十日附 總理廳)

勸告命令 勸告命令

財閥關係及資本主義委員會事務局

勸告命令

(以上五月十日附 總理廳)

昭和二十五年五月十八日附送報

内 附

日本標準規格 B4 (十四行線)

裏面白紙

昭和二十三年五月十八日附官報

總理廳事務官 井上 兼

財閥關係役員再審査委員 會事務局長に補す

安西 浩

円城寺 次郎

大木 金次郎

奥井 復太郎

加島 五郎

川添 清吉

西山 雄一

財閥關係役員再審査委員會委員を命ず

(以上五月十日附内閣)

總理廳

裏面白紙

昭和二十三年五月十八日附官報

財閥關係役員再審査委員會事務局勸務室命す

（以上五月十日附官報）

副委員長 南川廣 真 利

財閥關係役員再審査委員會事務局局長命す

（以上五月十五日附官報）
（昭和二十三年五月十三日附官報）

正 委員長

總 理 廳

裏 面 白 紙

以再書カ
一札
早

外務省
三浦 總

野田閣僚は、西郷隆盛を、今も事變に向ふと命ずる

存のとあり、我々方即計らひを發せたい。

なお左の者は、外務省側の了解は、得てゐない。

昭和二十二年一月九日

野田閣僚は、西郷隆盛を、今も事變に向ふと命ずる

力、閣僚は、西郷隆盛を、今も事變に向ふと命ずる

外務省

裏面白紙

財再審第一九号

外務事務官 三浦 裕

財関関係役員再審査委員会事務局局長を命ずる

右のとおり発令方御取計らいを願いたい。

なお右の者は外務省側の了解を得たものである。

昭和二十三年五月二十七日

財関関係役員再審査委員会事務局長 井上 豪

内閣総理大臣 芦田 均 殿

総理 殿

裏面白紙

履歷書

三浦 稔

大正三年十月二十五日生

本籍地 北海道虻田郡虻田町字本所 三口番地
現任所 東京都古田谷区上北澤 二丁目六九番地

履歷

昭和十年	三月八日	二留大學生商學部経済科卒業	
昭和十五年	四月一日	財團法人國際文化振興會奉職	
昭和十五年	五月十日	同會ヲ退職ス	
昭和十五年	五月三十日	日本輸出海産物販賣株式會社入社	
昭和十六年	八月三十日	同社退社	
昭和十六年	十月三十日	外務省事務ヲ嘱託ス	外務省
昭和十六年	十一月二十日	大臣官房儀典課勤務ヲ命ス	同
内閣			
昭和十七年	四月九日	中華民國へ出張ヲ命ス	外務省
昭和十八年	四月一日	任外務屬	同
		給七級俸	同
昭和十九年	二月二十日	大臣官房儀典課勤務ヲ命ス	同
		佛領印度支那へ出張ヲ命ス	同
昭和十九年	三月三十日	給六級俸	同
昭和二十年	三月三十日	給五級俸	同
昭和二十年	二月一日	外務大臣官房人事課勤務ヲ命ス	同
昭和二十年	四月一日	官制改正 外務事務官トシテ三級	同
		給二十六号俸(九〇)	同
昭和二十年	七月一日	給七号俸(一五〇)	同
昭和二十年	五月八日	大臣官房人事課(儀典班)物品取扱主任ヲ命スル	同
昭和二十年	九月三日	十号俸ヲ給スル	同

臨人第一七七号

臨時人事委員會事務局長

昭和三十三年五月二十三日

本省(廳)人事課長宛

人事行政上、使用せらるる書式の見本を送付依頼について

左記の
標記の件について、緊急の必要があらうので、貴省(廳)において人事
行政上、使用せらるる書式(給與簿を含む)の見本各三部をお手紙に
より、直送御送付願ひたい。

裏面白紙



役付職員の格付に当ては大体左の標準に従つてこれを行ふこと

課長補佐

- 1. 課長補佐官とは二級官たるものをいふ。
- 2. 二十級の課長補佐官は原則として一つの課に一名であり、十級以下のものではなければならぬ。
- 3. 十六号俸未満のものは係長と看做す。

係長

- 1. 三級官たる係長の最高は原則として八級職とし、二十号俸以上のものは九級職とすることとする。
- 2. 二級官たる係長の最低は八級職とし、十七号俸以上のものは九級職とする。
- 3. 七号俸以下のものは係長として認めない。
- 4. 八号俸以上、十号俸未満のものは六級職とする。
- 5. 十号俸以上、十四号俸未満のものは七級職とする。
- 6. 十四号俸以上、十七号俸未満のものは八級職とする。
- 7. 官吏たる補助員を有するものは、原則として係長として認めない。



裏面白紙

号外

昭和二十三年六月一日

財網関係役員再審査委員会事務局長

外務省官房人事課長殿

古川園別領事の出勤状況通知の件

五月十五日附財網関係役員再審査委員会事務局長勤務を命ぜられた古川園別領事の出勤状況左の通り通知す。

期間

自五月十二日(事務局開設のため十二日から)

至五月三十一日

欠勤遅刻・早退なし

内 陸

裏面白紙

号外

昭和二十三年六月一日

財団法人関係役員再審査委員会事務局長

外務省官房人事課長殿

古川園別領事の出勤状況通知の件

五月十五日附財団法人関係役員再審査委員会事務局長勤務を命ぜられた古川園別領事の出勤状況左の通り通知する

期間

自五月十二日(事務局開設のため十二日から)

至五月三十一日

欠勤遅刻・早退 なし

内閣

裏面白紙

平外

三三三

財閥關係役員再審査委員會事務局長

外務省官舎人事課長

右の圖別紙の如き勸告状を以て
四月十五日財閥關係役員再審査委員會事務局長
余の如く右の圖別紙の如き勸告状の身を通じ

如右
四月十日
三月十日



日本銀行 (十四行)

裏面白紙

西人事務長殿

五月廿一日
新園閣係投資部董事兼副社長

事務部長

井上

景

御事務局長トシテ大蔵省理財所事務官兼和武
ヲ以テ相煙度トシテ大蔵省側ヲ協議御務所又專任
トシテ切商トシテ之ニ 敬具

内閣

裏面白紙

局長

古川 園子

子依

昭和二十五年 五月 一日 起草
財研審 二〇号

大藏事務官 沢 知武

財研関係役員再審査委員会事務局局長

右のとおり奉命方御取計ニハヒテ總いたし
存候右の者は大藏省側より解任を得たものとある。

昭和二十五年六月一日

財研関係役員再審査委員会事務局局長

内閣總理大臣 芦田 均 殿

内閣

裏面白紙

財再審第二〇号

昭和二十三年六月一日

大蔵省審官

岩

海

軍

財再審係役員再審査委員会事務局局長
右のとおり送付を御取計らいを願ひたい。
なお右の者は大蔵省領知了解を得たものとする。

昭和二十三年六月一日

財再審係役員再審査委員会事務局長

内閣總理大臣 戸田 海 蔵

総
理
廳

裏
面
白
紙

財再審第二〇号

昭和二十三年六月一日

大藏事務官 宗 知 義

財閥関係役員再審査委員会事務局局長を命ずる

右のとおり発令方御取計らいを願いたい。

なお右の者は大藏省側の了解を得たものである。

昭和二十三年六月一日

財閥関係役員再審査委員会事務局長

内閣総理大臣 芦 田 均 殿

総 理 廳

裏面白紙

履歷書

宗 知 武

明治四十四年九月一三日生

本籍地 東京市四谷區左門町九拾七番地
 現住所 東京都品川區五反田五ノ五拾番地

履歷

大正十四年	四月	甲南高等學校尋常科入學
昭和四年	三月	同校尋常科卒業
	四月	同校高等科理科乙類入學
	三月	同校卒業
	四月	東京帝國大學農學部農芸化學科入學
	三月	同校卒業
昭和十年	四月十九日	任校閱事務官補
		給月俸七拾圓
		横濱税関在勤ヲ命ス
		検査課勤務ヲ命ス
	五月七日	任税関鑑査官補 給月俸七拾圓
		横濱税関在勤ヲ命ス
		検査課勤務ヲ命ス
昭和十一年	二月二十日	給六級俸
		鑑査部調査課分析室物品取扱主任ヲ命ス
十三年	六月七日	鑑査部調査課分析室管守委員ヲ命ス
十四年	四月三日	鑑査部調査課分析室物品取扱主任ヲ免ス
	五月三日	鑑査部調査課分析室管守委員ヲ免ス
	六月三日	給五級俸
		任税関鑑査官
十五年	九月三日	叙高等官七等

總 理 廳

昭和十五年	九月二十日	八級俸下賜
		神戸税関在勤ヲ命ス
	十月五日	叙從七位
昭和十六年	六月三十日	七級俸下賜
	七月十九日	九級俸下賜
昭和十七年	二月十日	大阪税関在勤ヲ命ス
	三月三十日	陞叙高等官六等
	四月五日	叙正七位
	六月三十日	八級俸下賜
昭和十八年	三月六日	任大藏技師
		叙高等官六等
		八級俸下賜
		理財局勤務ヲ命ス
	六月三十日	七級俸下賜
總 理 廳		
昭和十九年	四月一日	陞叙高等官五等
	五月一日	叙從六位
	九月三十日	大級俸下賜
昭和二十年	五月十九日	官制改正ニ依リ金融局勤務
	十月二日	兼任專賣局技師
		叙高等官五等
		專賣局鹽腦部勤務ヲ命ス
		但シ兼任廳ニ於テ勤務スベシ
		五級俸下賜
		理財局勤務ヲ命ス
昭和二十一年	二月二日	任專賣局事務官(兼專賣局技師如茲)
	三月三十日	叙高等官五等
		三級俸下賜
		專賣局鹽腦部勤務ヲ命ス

昭和二十一年

四月一日

昭和二十一年勅令第一九三號ヨリ大藏事務官兼

大藏技官二級トナル

昭和二十一年勅令第一九二號ニ依リ月額貳

百參拾圓八拾參錢トナル

七月一日

十九號俸下賜(俸給令改正)

昭和二十一年

三月二十日

理財局勤務ヲ命ス

九月二十日

二十號俸を給す

總理

裏面白紙

(主) 1,753 / 37

大正四年九月一日
三日月五日

年 號	月 日	履 歷	任 免 賞 罰 其 他	官 銜	保 證 人 印		保 證 人 名	
					振 假 名	印 名 氏		
本 籍	東京市四谷區左門町九拾七番地	學 歷	試 驗	其 他	宗	知	武	明治四四年九月一日
大正二四	四	甲南高等學校尋常科入學						
昭和四	四	同校尋常科卒業						
		同校高等科理科乙類入學						
		同校卒業						
		東京帝國大學農學部農藝化學科入學						
		同校卒業						
一〇	四	任稅關事務官補						
		給月俸七拾圓						
		橫濱稅關在勤ヲ命ス						
		檢査課勤務ヲ命ス						
		任稅關檢査官補						
		給月俸七拾圓						
		橫濱稅關在勤ヲ命ス						
		檢査課勤務ヲ命ス						
		給六級俸						
		檢査部調査課分析室管守委員ヲ命ス						
		檢査部調査課分析室管守委員ヲ命ス						
		檢査部調査課分析室管守委員ヲ命ス						
		給五級俸						
		任稅關檢査官						
一五	九二八	任稅關檢査官						

履 歷 用 紙 大 藏 省

裏面白紙

一五	九二八	敘高等官七等	
		八級俸下賜	
		神戸税關在勤ヲ命ヌ	
	一〇一五	敘從七位	
	六三〇	七級俸下賜	
一六	一三一九	九級俸下賜	
	三二〇	大阪税關在勤ヲ命ヌ	
一七	三三一	區敘高等官六等	
	四一五	敘正七位	
	六三〇	八級俸下賜	
一八	三二六	任大藏技師	
		敘高等官六等	
		八級俸下賜	
		理財局勤務ヲ命ヌ	
	六三〇	七級俸下賜	
一九	四一	區敘高等官五等	
	五二一	敘從六位	
	九三〇	六級俸下賜	
二〇	五一九	官制改正ニ依リ金融局勤務	
	一一二七	兼任專賣局技師	
		敘高等官五等	
		專賣局鹽鹼部勤務ヲ命ヌ	
		但シ兼任應ニ於テ勤務スベシ	
	一三三一	五級俸下賜	
二一	三二	理財局勤務ヲ命ヌ	
	三三〇	任專賣局專務官(兼專賣局技師如故)	
		敘高等官五等	
		三級俸下賜	
		專賣局鹽鹼部勤務ヲ命ヌ	
四一		昭和二十一年勅令第一九三號ニ依リ大藏專務官兼	

履 歷 用 紙

大 藏 省

(東京 388)

裏面白紙

局長

森川園子

財再審二三号

昭和三年 五月 四日 起 第 一 號

財閥關係役員再審査委員會事務局

總理廳 人 和 課 中

普通恩給支給者再就職通知ノ件

左記普通恩給支給者昭和三年五月十日附付之件
總理廳事務官に再就職ノ旨を計恩給給與規則
第三十條及び第三十四條に依り恩給局長宛に通知願
ひ

記

一 支給者

一 弘吉 記号番号

一 弘吉 日附

一 恩給 年額

并上 案
明治三十年十月七

第一 二六九二七

昭和二年五月十九日附

金貳千貳百貳拾貳圓

内 附

裏面白紙

財再審二三号

昭和二十三年六月四日

財閥關係役員再審査委員会事務局

總理廳官房人事課 御中

普通恩給受給者再就職通知の件

左記普通恩給受給者昭和二十三年五月十日附を以て總理廳事務官
に再就職したから恩給給與規則第三十條及第三十四條によつて恩給
局長あてしかるべく御取計らひ願いたし

受給者記

井上 明治三十年十月生 豪

一 証書記号番号

イ第一六九二二七

一 証書日附

昭和二十一年五月二十九日附

一 恩給年額

金式千式百参拾式円

總理廳

裏面白紙

財再審二三号

昭和二十三年六月四日

財源関係役員再審査委員会事務局

総理府官房人事課 御中

普通恩給受給者再就職通知の件

左記普通恩給受給者昭和二十三年五月十日附を以て総理府事務官
に再就職したから恩給給與規則第三十條及第五十四條によつて恩給
局長あてしかるべく御取計らい願いたい

受給者 井明治 上三十年十月生 歳

証書番号 第一六九二二七

証書日附 昭和二十一年五月二十九日附

恩給年額 金貳千貳百參拾貳円

総理府

裏面白紙

賦科番第三号

吉川園副所長

⑤

起車

昭和二十一年 五月 廿九日

財閥関係役員再審査委員会事務局長

内閣官房

内閣事務官殿

行政整理案に関する件

標記の件は、閣下へ本日付の内閣甲第三〇号にて御申越し、御取計願ひたい。首吉副所長

吉川園副所長

内閣

裏面白紙

財務部第三一號

昭和二十五年六月十九日

財閥關係役員并特種役員會事務局長

内閣府 内閣事務局長 殿

行政整理案に関する件

標記の件に関して本月一日付内閣事務第二一〇号及び閣議の趣旨
本、当用は各月十一日開設したもので有に該案したるも亦とるしく
御取計願うたす。

總理 廳

裏面白紙

財務審議第一号

昭和二十五年六月十九日

財閥關係役員待遇委員会事務局長

内閣官房内閣事務官殿

行政並運送係函す奉付

原配の件に因りて本月一日付内閣事務第二一〇号にて御申渡の趣丁
次、当用は舊月十一日編成したるもので茲に撤消しをいふものとして
御取計の願ひをいす。

総 理 廳

裏面白紙

財再審三二号

昭和五年六月十九日

三川園

第 號

財閥関係役員再審査委員会事務局長

總理廳官房人番課長 啟

各省各廳職員組合員非組合員數等調査の件

標記の件 左記の通り 仰祈 願 旨 。

組合名	所屬連合体名	組合員數	非組合員數	代表者氏名
労働組合協議会	労働組合協議会	三	無	藤本 長太郎

内 閣

裏面白紙

財再審第三二号

昭和二十五年六月十九日

財調関係役員再審査委員会事務局長

総務官房人事課長 殿

各省各職職員組合員再審査委員会等調査の件
 標記の件左記の通りであるから御了知願います。
 記

組合名	所属連合団体名	組合員数	再審査組合員数	代表者氏名
外務省職員組合	全日本公務員労働組合協議会	三	無	廣長 敬太郎

総理 廳

裏面白紙

財務第三二七

昭和二十五年六月十九日

財閥關係役員再審査委員会事務局長

総理事官房人事課長 殿

各省各廳職員組合員非組合員敬等調査の件
標記の件左記の通りであるから御了知願います。
記

組合名	所属連合団体名	組合員敬	非組合員敬	代表者氏名
外務省職員組合	全国官公廳職員 労働組合協議会	三	無	廣長 敬太郎

総 理 廳

裏面白紙

局長

財務課長

主任

課長

昭和三年 五月 廿四日

財閥関係役員再審査委員会事務局長井上東

總理大臣 井上 均 殿

為局 閣下へお返に命ずる(日産)に工業株式會社
の通り、外債の發行を命ずるに關し、閣下へお返に命ずるに關し、

大隈 閣下へお返に命ずる(日産)に工業株式會社

大隈 閣下へお返に命ずる(日産)に工業株式會社

目的 財閥排除の爲め、閣下へお返に命ずるに關し、
期間 昭和三年五月 廿四日 閣下へお返に命ずるに關し、
為局 大隈 閣下へお返に命ずる(日産)に工業株式會社

為局 大隈 閣下へお返に命ずる(日産)に工業株式會社

内閣

裏面白紙

財特第百五十五号

昭和二十三年六月十日

財閥關係役員再審査委員會議決案 井上

内閣總理大臣 山田 均 殿

当局局員再審査委員會議決案に關する通知書受命し、本日も通知す
る。

記

本審査委員 三浦 修

大阪府下へ出張を命ずる

目的 財閥排除關係事務（日本アールエス工業株式会社の調査）連絡

期間 自昭和二十三年六月十五日 至昭和二十三年六月二十一日 七日間

場所 大阪府

總 理 廳

裏面白紙

財再審第三三号

昭和二十三年六月十四日

財閥関係役員再審査委員会事務局長 井上 豪

内閣総理大臣 戸田 均 殿

当局局員三浦稔左記の通り出張を発令したから通知する。

記

三 浦 稔

大阪府下へ出張を命ずる

目的 財閥排除関係事務（日本アルミ工業株式会社の調査連絡

期間 自昭和二十三年六月十五日 至昭和二十三年六月二十一日 七日間

場所 大阪市

総 理 廳

裏面白紙

財再審第百五号

昭和二十五年六月十四日

財再審部 庶務課長 井上 隆

内閣總理大臣 片岡 健 雄

治局局長 五浦 隆 記の通り出張を命令し其の費用を領する。

記

五 浦 隆

大阪府下へ出張を命ずる

目的 財開排除関係事務（日本アルミ工業株式会社）の調査連絡

期 間 自昭和二十三年六月十五日 至昭和二十五年六月二十一日 七日間

場 所 大阪市

総 理 廳

裏面白紙

財務部第三三三號

昭和二十五年六月十日

財務部稅務員考査委員會事務局長 村上 廉

内閣總理大臣 山 田 均 殿

当用局員考査事務官三浦徳左郎の進呈關於考査令に對する通知
を。

大阪府下へ出張を命ずる

目的 財務部關稅事務官(日本)及び工業株式會社の調査(連絡)

期間 自昭和二十五年六月十五日 七日間
至昭和二十五年六月二十一日

場所 大阪市

總理廳

裏面白紙

財再審第三三号

昭和二十三年六月十九日

財閥関係役員再審査委員会事務局長 井上

内閣総理大臣 戸田 均 殿



当局局員外事務官三浦修三記の通り出張を発令したから通知する。

記

事務官 三浦 修

大阪府下へ出張を命ずる

目的 財閥排除関係事務（日本アルミ工業株式会社の調査）連絡

期間 自昭和二十三年六月十五日 至昭和二十三年六月二十一日 七日間

場所 大阪市

総 理 廳

裏面白紙

履 歷 書

本籍東京都太田區蒲田町二丁目十四之一

現住所東京都太田區田園調布二丁目八二六

父 照次 次女

木村 美智子

昭和四年十月三日生

學 歷

一 昭和七年三月蒲田國民學校初等科卒業

一 今 年四月東京都立第八高等女學校入學

一 昭和五年三月今校卒業

一 今 年四月共立女子藥學專門學校入學

現 在 今校第三學年在學中

職 業

一なし

賞 罰

一なし

右之通り相違ありません

昭和三十三年七月四日

右 木村美智子



級別 另條別人員集計表 (官吏及傭人等)

級別	級別人員數	新	第	一	條	別	人	員	集	計	表	(官	吏	及	傭	人	等)
1		1,000	1,150	1,100	1,150	1,200	1,250											
2		1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400										
3	1	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500										
4	1	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600										
5		1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	2,000	2,100	2,100	2,150						
6		2,000	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,800	2,850						
7		2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,300	3,350						
8		3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,800	3,850						
9		3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,300	4,350						
10	1	4,000	4,200	4,400	4,600	4,800	5,000	5,200										
11		5,000	5,200	5,400	5,600	5,800	6,000											
12		6,000	6,200	6,400	6,600	6,800	7,000											
13	1	7,000	7,200	7,400	7,600	7,800	8,000											
14		8,000	8,200	8,400	8,600	8,800	9,000											

裏面白紙

財閥關係役員再審査委員會事務局

本簿切首頁備表 九〇一(呈受ノ令)

總人員2人

78

級別	級別人員數	現行簿別人員內譯	新行簿別人員內譯
1		1,000	1,050 1,100 1,150 1,200 1,250
2		1,100	1,150 1,200 1,250 1,300 1,350 1,400
3	+	1,200 320	1,250 1,300 1,350 1,400 1,450 1,500 1,550 1,600
4	+	1,300 260	1,350 1,400 1,450 1,500 1,550 1,600 1,650 1,700 1,750
5		1,400	1,450 1,500 1,550 1,600 1,650 1,700 1,750 1,800 1,850 1,900
6		1,500	1,550 1,600 1,650 1,700 1,750 1,800 1,850 1,900 1,950 2,000
7		1,600	1,650 1,700 1,750 1,800 1,850 1,900 1,950 2,000 2,050 2,100
8		1,700	1,750 1,800 1,850 1,900 1,950 2,000 2,050 2,100 2,150 2,200
9		1,800	1,850 1,900 1,950 2,000 2,050 2,100 2,150 2,200 2,250 2,300
10	1	1,900	1,950 2,000 2,050 2,100 2,150 2,200 2,250 2,300 2,350 2,400
11		2,000	2,050 2,100 2,150 2,200 2,250 2,300 2,350 2,400 2,450 2,500
12		2,100	2,150 2,200 2,250 2,300 2,350 2,400 2,450 2,500 2,550 2,600
13	1	2,200	2,250 2,300 2,350 2,400 2,450 2,500 2,550 2,600 2,650 2,700
14		2,300	2,350 2,400 2,450 2,500 2,550 2,600 2,650 2,700 2,750 2,800

裏面白紙

16

本係切替実績表 九ノ一(雇、傭人員給付)

總人員2人

級別	級別人員数	現号係別人員内訳				貯号係別人員内訳						
1												
2												
3	1	号係 人員	240	1		1200	1250	1400	1650	1700	1750	1800
4	1	号係 人員	260	1		1500	1550	1600	1650	1700	1750	1800
5												
6												
7												
	外 号 1											

備考 九ノ一(雇傭人員給付)は既述がある。

裏面白紙

本俸切當員續集計表

現行俸 官吏	人員	新俸 人員	人員	現行俸 官吏	人員	新俸 人員	人員
1	1			1	2,100		
	2			11	2,700		
	3			12	2,000		
	4						
	5	1,000		12	2,100		
	6			13	2,200		
	7						
	8			14	2,400		
	9			15	2,500		
	10			16	2,600		
	11	1,400		17	2,700		
	12	1,100		18	2,800		
	13	1,150		19	2,900		
	14	1,200		20	3,000		
	15	1,300		21	3,100		
	16	1,350		22	3,200		
1	17	1,400	1	23	3,300		
2	18	1,450		24	3,400		
	19	1,500		25	3,500		
3	20	1,600	1	26	3,600		
	21	1,650		27	3,700		
4	22	1,700		28	3,800		
	23	1,750		29	3,900		
5	24	1,800		30	4,000		
6	25	1,850					
6	26	1,900					
7	27	1,950					
7	28	2,000					
7	29	2,050					
8	30	2,100					
8	31	2,150					
9	32	2,200					
9	33	2,250					
10	34	2,300					
10	35	2,350					
10	36	2,400					
10	37	2,450					
10	38	2,500					
10	39	2,550					
10	40	2,600					
10	41	2,650					
10	42	2,700					
10	43	2,750					
10	44	2,800					
10	45	2,850					
10	46	2,900					
10	47	2,950					
10	48	3,000					
10	49	3,050					
10	50	3,100					
10	51	3,150					
10	52	3,200					
10	53	3,250					
10	54	3,300					
10	55	3,350					
10	56	3,400					
10	57	3,450					
10	58	3,500					
10	59	3,550					
10	60	3,600					
10	61	3,650					
10	62	3,700					
10	63	3,750					
10	64	3,800					
10	65	3,850					
10	66	3,900					
10	67	3,950					
10	68	4,000					
10	69	4,050					
10	70	4,100					
10	71	4,150					
10	72	4,200					
10	73	4,250					
10	74	4,300					
10	75	4,350					
10	76	4,400					
10	77	4,450					
10	78	4,500					
10	79	4,550					
10	80	4,600					
10	81	4,650					
10	82	4,700					
10	83	4,750					
10	84	4,800					
10	85	4,850					
10	86	4,900					
10	87	4,950					
10	88	5,000					
10	89	5,050					
10	90	5,100					
10	91	5,150					
10	92	5,200					
10	93	5,250					
10	94	5,300					
10	95	5,350					
10	96	5,400					
10	97	5,450					
10	98	5,500					
10	99	5,550					
10	100	5,600					

裏面白紙

華永事務職進級別開表

局長	主任	課長	係長	主任	係長	主任	係長	主任	係長	主任	係長	主任	係長	主任	係長	主任	係長

49

裏面白紙

本省課長以上及び子職待遇に別段規定

局長名	級	現職俸
井上義	十級	二十八俸

備考

事務司令課長是に課長任存

裏面白紙

係長ノ級別別員数表(總括表)

係長ノ級別	係長数	係ノ員数	總員数
四	五	二	一

備考 一 係長ノうち三名は他省よりノ兼任局員である
 二 職員数官吏のうち四名は兼任局員である

係長ノ級別別員数表(各人表)

係名	係長ノ名	級別	係長ノ職名	係長ノ職名	係長ノ職名	係長ノ職名	備考
〇 調査係	坂内正名	二級	調査係長	調査係長	調査係長	調査係長	備考
〇 庶務係	局員		庶務係長	庶務係長	庶務係長	庶務係長	備考
〇 渉外係	局員		渉外係長	渉外係長	渉外係長	渉外係長	備考

備考 庶務、調査、渉外係長は兼任局員である

裏面白紙

二行會第二六七号

昭和二十三年五月二十四日

逓信部郵務中央事務局長



國關關係員再審査委員会
事務局長 敬

官憲檢律月次人事月例報告に關する件

本件に關しては昭和二十三年九月十九日逓信部總務司各部指導
第九一〇一—一九〇〇五五五五号の通知に基き、毎月各課より提出され
る資料を當事務司に提出せしめ、整理せしめて報告することを定めてお
しかるに、従來貴司は上記報告がなされてはいたのであるが、今後
國家行政組織法の制定に伴ひ、各課に課長を任命するにともな
ひ、九月一日より、九月一日現在をもつて別紙様式による報告書を六
月八日までに提出せられたり

裏面白紙

材再審
23.5.27
受付第 4号

報告の範囲は中央機関については課長までとし分課長に依る各課の所管事項を記載し課の無い委員会事務局は事務局長以上とするや又地方機関についてはその機関の長のみとする等
なお七月以降は右につき変更を生じた部分のみを、又変更なき場合はその旨を毎月八日までに確實に報告せられたら
右御願ひする

- 本信送付先
- 行政調査部主幹、特別調査課長、新聞出版用
 - 紙幣調査課長、統計委員会事務局長、公正取引
 - 委員会事務局長、中央行政監察委員会事務局長、
 - 総務局行政監察委員会事務局長、臨時人事委員会
 - 事務局長、中央災害対策協議会事務局長、公園遊
 - 歩管理委員会事務局長、地方財政委員会事務局長
 - 財閥関係投資審査委員会事務局長、財閥関係役員
 - 再審査委員会事務局長

本信送付先
内閣官房次長

裏面白紙

LIAISON AND COORDINATION OFFICE

Director-General: SONE, Eki (1st class)
Deputy Director-General: YAMADA, Hisanari
(1st class)

Director-General's Secretariat

Secretarial Section

Chief: TATSUKE, Keiichi
(1st class)

(In charge of matters pertaining to)

First Division

Director: KIMURA, Shiroshichi
(1st class)

General Affairs Section

Chief: KATSUNO, Kojuke

(In charge of matters pertaining to)

Local Liaison and Coordination Offices

Osaka

Chief: _____

Kure

Chief: _____

裏
面
白
紙



閣下及び人事月例報告については、二行會二六七号をもつて
 知照いたしました。右事務打合のため、来る五月二十九日（土）午
 前十一時から当事務局会議室（二〇五号）にお集り、会議を開催す
 るから係官を出席せしめられたい。

右御願いする。

昭和二十三年五月二十四日

連絡調整中央事務局第二部行政課長

財政局係役員

河審査委員余事務局長

本信送付先 行政調査課主任、特別調査課主任、新聞出版用紙
 紙割当事務局長、統計委員会事務局長、公正取引
 委員会事務局長、中央行政監察委員会事務局長

裏面白紙

内審
 23.5.24
 付第

本信等送付先

內閣官房次長

總理府行政廳長、委員會事務局長、臨時人事委員會事務局長、中央災害防救協議會事務局長、全國港
灣管理委員會事務局長、地方行政委員會事務局長、
財閥關係役員審查委員會事務局長、財閥關係役員
再審查委員會事務局長

裏面白紙

手塚

二行合 第二八六号

昭和二十三年五月三十一日

連絡調整中央事務局次長

財再審
23
受付第 〇 号



財閥関係役員再審査
委員会事務局長殿

官廳機構及び人事月次報告に關する件

五月二十四日付二行合第二六七号に關し、國家行政組織法の施行が延期されたから、本件報告は七月より実施することとし、七月一日現在のものを提出することとせられたい。

本信送付先 行政調査部主幹、特別調査課副総長、新聞出版用紙
割当事務局長、統計委員会事務局長、公正取引委
員会事務局長、中央行政監察委員会事務局長、總
理府行政監察委員会事務局長、臨時人事委員会事務

裏面白紙

本信写送付先

内閣官房次長

務局長、中央災害対策協議会事務局長、企画委員会事務局長、地方財政委員会事務局長、財閥関係役員等、在任職員会事務局長、財閥関係役員等、在任職員会事務局長

裏面白紙

事務局長

事務官

二行合第三六七號

昭和二十三年六月二十三日

連絡調整中央事務局次長

財政局
役員審査委員会事務局次長 殿



官廳機構及人學月次報告に関する件

五月三十一日附二行合第二八六號に關し、國家行政組織法による各廳設置法の制定が再び延期されたから、七月一日現在の報告はこれを取止め、新しい各廳設置法が施行される月のものを提出することとせられたい。

本信送附先 警行政調査部副總裁、特別調査課副總裁、折開出版用紙
副當事務局長、統計委員會事務局長、公正取引
委員會事務局長、中央行政監察委員會事務局長

裏面白紙

總理 行政院監察委員 曾學務局長、臨時人學委員會
務局長、中央災害対策協議會 曾學務局長、全國選舉
理委員 曾學務局長、地方財政委員會 曾學務局長、財閥關係
役員審查委員會 曾學務局長、財閥關係役員再審查委員
曾學務局長

本屆寫送付先

內閣官房次長

裏面白紙

臨人第二十八号

昭和二十三年六月二十日

臨時人事委員 事務局長

財務省 庶務課長



参考資料寄贈方依頼に関する件

当事務局において調査研究の参考としたいので貴省（廳、外局）にて編輯
発行して居られる月報、週報、調査統計報告書、其の他人事行政上参考と
思はれる各種資料等ありましたら、御手数教乍ら発刊の都度最小限二部御寄
贈下さるやう御配慮願います。
尚当事務局でも機関誌及び人事行政参考資料発行の計画はして居ります
から編輯出来次第送付致します。

事務局長

事務官

5

臨人第一九号

昭和二十三年六月二十日

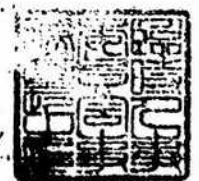
臨時人事委員会事務局長

財閥関係役員等
調査委員会事務局長 殿

職階制事務担当者課に関する照会の件

今後當事務局におき貴省(庁)関係の職階制調査について
連絡のため必要とするから貴省(庁)の職階制に関する事
務を担当する課名とその事務に従事する責任者の官職
氏名を至急由報告相願わす。

財再審
23.6.20
受付第30



裏面白紙

事務局長

総人庶第五三号

昭和二十三年六月二十四日

内閣官房長官 吉米地義三

財団法人役員

再審査委員会事務局長 井上 豪殿

臨時職員の内任期間に関する件

標記の件に關しは本年三月十九日付内閣閣甲オセニ号（囑託制度の
廢止に關する政令の取扱に關する件）により「長」とも昭和二十三年六月三十
日迄」となつていたが、今回關係方面とも打合せの結果、更に左記により
措置することとなつたので、お含みの上、然るべく取計らわれない。

記

一、臨時職員の内任期間は最長昭和二十三年八月三十一日迄として差支ない。
二、已に在任期間六月三十日迄として任命せられてゐる臨時職員について、更に
引つゞき在職させる必要ある者については、別紙様式により至急内閣総理
大臣の承認を得るようになせらるべし。

財再審
23.6.25
受付第 25 号

裏面白紙

番号

昭和二十三年六月 日

大臣 氏

名 (印)

内閣総理大臣 氏 名 宛

臨時職員の内任期間延長に関する件

何月何日附不何号を以て御承認を得た当省廳臨時職員中左記
の者を除き七月一日より何月何日までその在任期間を延長致したる
即承認願いたし

記

(職名) (級別) (氏名)

裏面白紙

財閥債償再審査委員会事務局長殿

昭和二十三年六月三十日

総理廳官房人事

財再審
第7.2
文部省32号

御多忙中恐縮ですが左記様式による課長以上の者の調査を七月十日迄に二部御送付せらる様御願いたします

記

昭和二十三年六月末現在における課長以上の者の調査

職名	氏名	年齢	学歴	備考
次長		四八	大一大京大卒	
局長		四五	昭五東大卒	
部長		四〇	昭八高商卒	
課長		三七	昭十東大卒	

裏面白紙

戦身書宛印

昭和三年 七月 六日

事務局長抄

財閥関係役員再審査委員会事務局

總理藤宮房人 申出 申中

為局長以上(右)の明査
新機(右)に付右送付する

昭和三年七月末現在における課長以上(右)の明査

職名 期成会役員 再審査委員会 事務局長	氏名 井上 象	年令 五二	号 大二三	備考 大二三
-------------------------------	------------	----------	----------	-----------

内閣

裏面白紙

第 號

係人

財丹審才四九號

昭和三十三年七月六日

財内閣係役員再審査本員會事務局
總理廳官房人事課 所中

当局課長以上の者の調査左の通りに付右送付する

記

昭和三十三年六月末現在における課長以上の者の調査

職名	氏名	年令	学 厂	備 考
財内閣係役員 再審査本員會 事務局 長	井上 豪	五二	大ニ 商大 卒	

裏面白紙

財丹審才四九辨

昭和二十三年七月六日

財閥関係役員再審査委員会事務局
總理廳官房人事課 所中

本局課長以上の者の調査左の通りに付右送付する

記

昭和二十三年六月末現在における課長以上の者の調査

職名	氏名	年令	学丁	備考
財閥関係役員 再審査委員会 事務局 長	井上 豪	五二	大一一 商大 卒	

裏面白紙

事務官

事務官

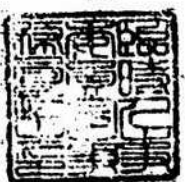
臨入第二五八號

昭和二十三年七月六日

臨時人事委員會事務局長

財閥關係役員再審査委員會事務局長殿

財再審
23.7.
受付第37号



國家公務員法第二條第三項第十三號
に關する調査依頼について

頭記の通り今般貴廳所屬の顧問、參事、委員及び之等に準ずる職員につき調査致したいので、別紙様式により顧問、參事、委員、委員會、協議會、審議會委員等も含む及び之等に準ずる職員を各種別に取りまごめの上、七月十三日（火曜日）迄に當事務局へ御送願いたい。
本信達優先

裏面白紙

(様式)

名	職	予算 定員	現在員		待遇 (身分等)	機能 (職務の態様等) (権限の内容)	根拠法規
			官吏	非常吏			

(参考条文)

国家公務員法第二條第三項第十三号

「顧問、参与、委員その他これらに準ずる職員を法律又は人事委員会

規則で指定するもの。」

裏面白紙

事務局長

事務官

昭和二十五年七月廿九日

第 號

手取人

財閥関係役員再審査委員会事務局長

諸所人事委員会事務局長殿

貴会人事委員会の調査資料を拝見し、
以て調査の進捗を御報告いたします。

七月廿九日
福人第三十八部 貴信に基りて
作成したものを即送付す

内 閣

裏面白紙

日本銀行法第三條第三項第十款

(一) 日本銀行法第三條第三項第十款

名	種	種別	種別	種別	種別	種別	種別
財團法團	七	七	七	七	七	七	七
財團法團	七	七	七	七	七	七	七
財團法團	七	七	七	七	七	七	七
財團法團	七	七	七	七	七	七	七
財團法團	七	七	七	七	七	七	七
財團法團	七	七	七	七	七	七	七
財團法團	七	七	七	七	七	七	七
財團法團	七	七	七	七	七	七	七
財團法團	七	七	七	七	七	七	七
財團法團	七	七	七	七	七	七	七

日本銀行法第三條第三項第十款

内閣

裏面白紙

財再審第五二號

昭和二十三年七月二十二日

財閥関係役員再審査委員會議事務局長

臨時人事委員會議事務局長殿

國家公務員法第三条第三項第十一年辨に關する
調査の件

七月六日附臨人オ二五八號貴信に基きて當局該当者調査表
を別紙の通り作成したるを御送附する

裏面白紙

國家公務員法才二條才三項才十三號

名 稱	平算 定員	現 官更	在 非 員 外	待遇 給与	職務 制限	根據 法規
財閥關係 役員再審 査委員會 委員	七		七	委員長 五〇〇〇 委員 三〇〇〇	月五 定例委員令関係 卸却申請の却下 差戻の決定を以	法律才二号 財閥關係支那 排除法 (三三、一七)

裏面白紙

財再審第五二辨

昭和二十三年七月十二日

財関関係役員再審査委員會事務局長

臨時人事委員會事務局長殿

國家公務員法才ニ條才三項才十三辨に關する
調査の件

七月六日附臨人オ三五八辨貴信に基き、当局該当者調査表
を別紙の通り作成し、たから部送附する。

裏面白紙

國家公務員法才二條才三項才十三號

名稱	干算 官更 非官更 計	現 在 員	待遇 (身分及 給与 權限の 内容)	根據 法規
財閥關係 役員再審 査査員會 委員	七	七	七	
			委員長 五、〇〇〇	
			委員 三、〇〇〇	
			月五 定例委員令兩催 前形申請の却下 差戻の決定を行	法律才二号 財閥關係支那方 排除法 (三三、一七)

裏面由

事務局長 杉

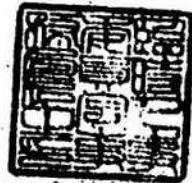
事務官

七

昭和人第二六六號

昭和二十三年七月十日

臨時人事委員会事務局長



財再審
23.7.12
受付第40号

財政局役員用書査本委員会

事務局長 殿

國家公務員法施行に伴い同法附則第十一條に
關する調査依頼について

今國家公務員法の施行に伴い、同法附則第十一條に該當する職
員について、國家公務員法第十七條は悉く調査をするため、その準
備として資料を集める必要があるため、貴管下官署中、中央官衙に
おいては課長以上、地方官衙においては部長以上及びそれらに準ず

る官職であつて政府委員の新給與決定に關する法律（昭和二十三年
法律第四十六號）第十四條の規定による職務の分類において十一級
以上とせられた官職の名稱並びにその官職を占める人員の氏名、そ
の職名の級及び俸給を七月一日を以て左記様式により中央官衙、地
方官衙別に従い、「局長」、「課長」、「部長」及び「其の」夫
々の職名を取りまごめの上中央官衙に所屬するものについては来る
七月二十日（火曜日）までに、地方官衙に所屬するものについては
来る七月末日（土曜日）までに、遅滞なく御届け願いたい。
なお右官中、中央官衙の課長以上に該当するもの並びに地方官衙
の部長以上に該当するものは、別紙として記入されたい。

記

氏名 官名 職名 事務の級 俸給

裏面白紙

中央官衙

右計

局長 (名)
 部長 (名)
 課長 (名)
 合計 (名)

地方官衙

左計

局長 (名)
 部長 (名)
 課長 (名)
 合計 (名)

裏面白紙

参照 條文

國家公務員法第十七條

人事委員會又はその指定する者は、官職についてのものであるか、人事官の状況その他人事行政に關する事項について調査する権利が出来る。

人事官の職務又は所掌の指定により指名された者は、同項の調査に關し必要があるときは、証人を喚出し、又は調査すべき事項に關係があることを認めらるる書類若しくはその他の提出を求めることが出来る。

國家公務員法附則第十一條

人事委員會の指定する員については、法律に於ては各省の外局若しくは内局又は人事委員會の指定する機関の長及び次長その他これ等に準ずべき員職で人事委員會の指定するものに在任する者は、人事委員會の調査に關する権利を有する。

人事委員會の調査の定めるところによつて、その調査の規定により調査の報告に提出されたものごみなす。但し、その在任は、昭和二十三年七月一日から三年を越えることには限らない。

前項に規定する員職については、人事委員會は、遅くとも昭和二十三年七月一日から二年以内に出発の義務及び又はその他の義務が出来るように定めなければならない。

人閣第三五二号

事務局長

昭和二十三年七月十六日

内閣官房長官

吉米地 義三

財閥関係役員再審査委員会

事務局長殿

人事異動に際し連絡方に関する件

各省(廳)の責任ある地位に關する人事異動に際して關係方面との連絡方については本年一月二十二日付人閣第一九号及び二月十日付人閣第三三号を以て夫々通牒したのであるが右に關し今般総司令部の意向に基き更に左記により取扱ふこととなつたから御承知願ひたい。

記

一 國家公務員法に規定する特別職の人事に關しては従來通り総司令部關係各部局の了解を得ることを要するものについては

予めその承認を取りつければ連絡調整中央事務局と通し

総司令部政治部の事前承認を必要とする。

二 一般職の人事に關しては総司令部關係各部局の了解を得ることと要するものについては予めその承認を取りつければ上更に臨時人事委員会との審査を経て之と連絡調整中央事務局と通し総司令部政治部に報告するを要する。

尚臨時人事委員会の審査と受けるを爲必要な書類、手續等については同委員会に打合せられたい。

財再審
23.7.19
43号

裏面白紙

事務官

事務官

事務官

昭和二十五年七月十五日

財閥関係役員再審査委員会事務局長

臨時人事委員会事務局長殿

貴会公債買入法施行に伴い同法附則

第十一條に於て同法に於て

附則に於ては、臨時人事委員会の第一号附則に於て

附則に於ては、臨時人事委員会の第一号附則に於て

右回答を以て

記

財閥関係役員再審査委員会事務局

総務課

氏名

官名

職名

職務

井上象

総理事務官

臨時人事委員

主任

事務官

右事務局長

事務官

内閣

裏面白紙

賤再審第六三號

昭和三年七月十五日

賤附因添設員再審查委員會事務局長

臨時人事委員會事務局長殿

國家公務員法施行に伴い同法附則

第十一條に因り調査員に付

標記。件は七月十五日附則人第一二六號附則より新中

越了承、当事務局長に於て是の通りであるから

右回答す

記

賤附因添設員再審查委員會事務局長殿

氏名 職名 職階 給

井上義 總理 主任 一等

右 計 局長 一名

内 四

裏面白紙

賊再審第六三號

昭和三年七月十日

賊國關係員再審査査委員會事務局長

臨時人事委員會事務局長 敬

國家公務員法施行に伴ひ同法附則

第十一條に關する調査に付

標記の件に付六月二十日附臨時人第ニ次三號による新中

裁了承、當事務局に於ては尤記の通りであるから

右回答する

記

賊國關係員再審査査委員會事務局長(總理廳)

氏名	職	級	俸給
----	---	---	----

井上素	總理廳	十級	千八百
-----	-----	----	-----

右 計 五 名

内

裏面白紙

事務局長

鳥

臨人第ニ九三号

昭和二十三年七月十九日

臨時人事委員会事務局長



財再審
23.7.26
受付第51号

野村重彦様宛再答
査査書及事務局長殿

國家公務員法第三條第三項第十号に因する調査
依頼について

今般國家公務員法の施行に伴い同法第二條第三項第十号に該する特別職を確定する必要があるので貴会所屬の職員中任命について國會又はその兩院若しくは一院の選挙又は同意によることと必要とする職員について別紙様式により記載例を参照し和文英文それと此三通作成の上來る七月三十一日(土曜日)までに本事務局長へ出掛け願いたいなお該等職員が不在の場合もその旨を同期日までに報告願いたい

参照條文

國家公務員法第三條第三項第十号(抄)

特別職は尤に掲げる職員の職とする。

十一任命について國會又はその兩院若しくは一院の選挙

議決又は同意によることと必要とする職員

裏面白紙

官位 職名	會 長 三 人 三 年 三 月 三 日
職名	三 人 三 年 三 月 三 日
職名	三 人 三 年 三 月 三 日
職名	三 人 三 年 三 月 三 日
職名	三 人 三 年 三 月 三 日
職名	三 人 三 年 三 月 三 日
職名	三 人 三 年 三 月 三 日
職名	三 人 三 年 三 月 三 日
職名	三 人 三 年 三 月 三 日

裏面白紙

事務局

二調合第四六九號

昭和二十三年七月二十三日

連絡調整中央事務局次

別紙添付

財閥関係役員再審査委員会事務局次長殿



一九四七年二月四日附連合軍總司令部覺書第五〇〇號による

人事異動承認に関する件

本件に關してはさきに本年四月二十四日附二調合第一七五號をもつてその様式等について通報したが今般別途内閣官房長官から通報の通り、(七月十六日附人閣第三五二號「人事異動に關し連絡方の件」)本件取扱に若干變更があつた。ついでには今後人事に關し當局を通じて總司令部政治部の承認を求め、場合の方式は左記によることとせられたい。

記

めくれず

裏面白紙

人事

一。一般職の場合

(一) 臨時人事委員会の審査を経た上別紙様式により和文一通及び英文

三通を作成し當局第二部調整課長まで申し出られたい。

(二) 和文様式は當事務局の控えであるので、責任者の署名又は官印は必要でない。

(三) 英文様式は三通とも次官級の責任者の署名が必要である。

(四) 「級別」の項目にはつかんとする地位の級別を記入すること。

(五) 調査表の添付は不要である。

二。特別職の場合

(一) 臨時人事委員会の審査を経ず直接當局第二部調整課長まで申し出られたい。

(二) その際一般職の場合と同様和文一通及び英文三通の書類が必要であるが、特別職の場合には別添様式のうち「何月何日臨時人事委員会の審査をパスした」旨の記載は（和文、英文とも）不要である。

裏面白紙

る。
〔〕英文三通につき責任者の署名を要することは一般職の場合と同様である。

〔四〕資格審査の調査表一部を添付すること。

右調査表には表紙に公職適否審査委員会（又は内閣監査課）の「不該當決定」の旨の捺印が必要である。

〔五〕各種委員会の委員、公團役員等についても特別職の場合は調査表の添付が必要である。

本信送付先 各省次官、法務廳總裁官房長、最高裁判所事務総長、宮内府次長、經濟安定本部副長官、行政管理廳次長、特別調達廳副總裁、賠償廳次長、國家地方警察本部次長、海上保安廳次長、賞勳局總裁、物價廳次長、國家消防廳長官、會計検査院長、俘虜情報局長、臨時人事委員會事務局長、新聞出版用紙割當事務局長、統計委員會事務局長、公正取引委員會事務局長、全國選舉管理委員會事務局長、地方財政

委員會事務局長、財閥關係役員審査委員會事務局長、財閥關係役員再審査委員會事務局長、中央災害對策協議會事務局長、內閣官房次長

裏面白紙

省人 事異動表

氏 名	現在の地位	級 別	就かんとする地位	資格審査調査表 年月日 番号

追つて本件は 月 日 總司令部 部 課 の了解を得
たものであり。又 月 日 臨時人事委員会の審査をパスしたもので
ある。

裏面白紙

CHANGES IN THE PERSONNEL OF
THE MINISTRY OF _____

Name	Present Position	Official Class	Position to be Appointed	Date of Screening	No. of Questionnaire
TANAKA, Taro	Secretary of the Ministry of _____	First Class	Director of the _____ Bureau, Ministry of _____	Dec. 10, 1947	No. 9934
OGAWA, Jiro	Director of the _____ Company	First Class	Director of the _____ Bureau, Ministry of _____	March 3, 1948	No. 10141

These changes were approved by _____,
_____ Section, G.H.Q. on _____ 1948, and
also approved by the Temporary Personnel Com-
mission on _____, 1948.

I hereby certify that the above statement is
true and correct and that the persons mentioned
have been screened and passed.

(Signed) _____

Vice-Minister of the
Ministry of _____

裏
面
白
紙

事務局長
事務局長
事務局長

昭和三年七月二十一日

事務局長

第 號

財閥關係役員再審査委員事務局長

臨時人事委員会事務局長殿

國家公務員法第三條第三項第一号の旨

調査に付て

本日十九日附臨時人事委員会事務局長殿に御申付の
件十二ノイハレに當り事務局長に該當職員は
付ては右卸了承り上然可御取計の旨願ひ奉り

内閣

裏面白紙

賤直書第六之條

昭和二十二年一月十八日

東京府立総合資料館 庶務部長 殿

臨時人選委員会 事務局長 殿

東京府立総合資料館 庶務部長 殿

東京府立総合資料館 庶務部長 殿

本日付の州臨時人選委員会第一号の通知を以て御申越候
に付、是は当事務局長の御返答に御座り、是れを以て御申越候
ては、右の条の上記の如く、御返答に御座り、是れを以て御申越候

内 閣

原本不明瞭

裏面白紙

返送



賤面審第七條

昭和二十三年七月二十一日

臨時人事委員会事務局長殿
賤閣下係役員再審査委員会事務局長

已蒙以務員法第三條第三項

第一項に開する調査に付

本月十九日附臨人第二九二號 貴信を以て御申紙
に付いたは為事務局に該為職員は是に付
ては右了取の上然可却取計に願ひた



内

四

裏面白紙

賤再審第六號

昭和二十三年七月二十一日

臨時人事委員會事務局長殿
賤附係役員再審査委員事務局長

内取事務員法第三條第三項

第一節に關する調査に付

本月十九日附臨人第一九二號貴信を以て御中紙係
に付いふは当事務局に該当職員は居らざるに付
ては右承り上然可御取計に願ひたい

内

裏面白紙

事務局長

抄

臨人第三〇三號

昭和二十三年七月二十七日

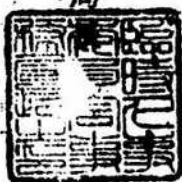
臨時人事委員会

事務局長

印

臨時人事委員会事務局

財再審
23.7.27
受付第62号



職階制に関する當事務局連絡兼管官の通報について

今般職階制に關し貴省（廳）との連絡については當事務局職階課に
おいて其の責任者及び連絡兼管官を別紙の通り指定し通報するから
御了承願いたい。

裏面白紙

政務關係役員等審查會

一 担当課長

山本 隆夫

總務課長

三宅 太郎

一 担当係長

責任者

總理事務官

永田 一 郎

補助者

甲 司 親 雄

調査員

坂本 益 四 郎

三 浦 尾 光 文

人事委員會

裏面白紙

第

改書 印

昭和二十五年六月二十日

財閥關係役員及審査委員會事務局長

財閥關係役員及審査委員會事務局長

最高司令部に於て是等資料を保存し、かつ

本日迄の資料を、印にて、印中、紙に、表し、

日及本部
並及本部

内閣

日本標準規格 B5 (十四行書)

裏面白紙

Cabinet Order No. 5 of 1948

Article 1. The Appointee Examination Committee shall have the following personnel:

Chief Secretary

Secretariat Members

Prime Minister's Office Secretary

Second grade 3 (full time) - One of them may be filled with the first grade secretary.

Third grade 6 (full time)

Chief Secretary shall be filled with the Prime Minister's Office secretary of the first grade or the second grade or be commissioned by the Cabinet from among men of knowledge and experience.

Chief Secretary shall supervise administration of the Secretariat's works under direction of the chairman of the Committee.

Secretariat members shall be filled with the Prime Minister's Office secretaries prescribed in paragraph 1 above.

Besides with the above, secretariat member may be appointed or commissioned by the Cabinet from among government officials of ministries concerned or men of knowledge or experience.

Secretariat members shall dispose of Secretariat's

works under direction of the Chief Secretary.

Persons who are not government officials who have been appointed as the Chief Secretary or Secretariat members shall be subject to the provisions of the "Regulation on Discipline of Government Officials."

Article 2. The Appointees Re-examinations Committee shall have the following personnel:

Chief Secretary

Secretariat Members

Prime Minister's Office Secretary

Second grade 2 (full time) - one of them
may be filled with the
first grade secretary.

Third grade 2 (full time)

The provisions of paragraphs 2 to 7 of the preceding Article shall be applied correspondingly with the preceding paragraph.

Supplementary Rule

The present Order shall come into force as from the day of its promulgation.

今日... (Handwritten notes)

子... (Handwritten notes)

三... (Handwritten notes)

財再審
23.7.22
受領番号

臨人第二八〇號

昭和二十五年七月二十日

臨時人事委員會事務局長



財再審係... (Handwritten notes)

最高司令部公務員課保存資料複寫について

最高司令部公務員課保存の職階關係資料は、今後の重要な參考資料として
必要なので、貴省（廳）關係において別紙の通り、費與を伴ふから、これを
貴省（廳）において複寫、翻譯の上保存し、當原記録は七月末日迄に返送
願いたい。

なお當原記録返送の際、右資料の複寫、翻譯書類について夫々三部當率
務局に御送附願いたい。

裏面白紙

事務局

事務局

第

第

號

昭和五年七月二十一日

財閥關係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房監査課長殿

日正現陸海軍行政及公費兵器

排除後の経過に關する件

本局より附録資料第三九四號にて御申越の件は
閣下は為事務局に該為事務局長兼事務局長
在職していかうか右記資料を御取計の總たい

事務局長

内

閣

裏面白紙

賤白書第六四號

昭和三年七月二十日

賤白書係役員府審查委員會事務局長

總理廳官房監査課長殿

田正規陸海軍將校及公黨兵等

排除後の措置に關する件

本日午三時總覽第二四號に御申越の本件

に關しては尚事務局長に隨當否は在職しては

いかゞ右御線承の上宜敷く御取計願ひ在

内閣

裏面白紙

賤由審第六回辨

昭和五年七月二十日

賤由係復員弁審查委員事務局長

總理廳官房監査課長殿

田正規陸海軍將校及び公選兵集

排除後の措置に關する件

本月十日附總覽第九四號にて御申越の本件
に關しては當事務局長に該當者は在職して居
りたる右御諒承の上宜敷く御取計に願ひたい

内

裏面白紙

Zai-saishin No. 64

July 22, 1948

Re. Measures after the exclusion of
former career military and naval
officers, military police, etc.

In reply to your communication So-shi No. 294
dated July 13, regarding the subject matter, I beg to
state that there are no personnel in this secretariat
coming within the purview of the designation, as already
informed to your office.

Chief Secretary,
Secretariat, Appointees
Re-examination Committee

To: The Chief of the Inspection
Section, Prime Minister's Office

裏
面
白
紙

Zai-saishin No. 62

July 22, 1948

Re. Measures after the exclusion of
former career military and naval
officers, military police, etc.

In reply to your communication So-shi No. 294
dated July 13, regarding the subject matter, I beg to
state that there are no personnel in this secretariat
coming within the purview of the designation, as already
informed to your office.

Chief Secretary,
Secretariat, Appointees
Re-examination Committee

To: The Chief of the Inspection
Section, Prime Minister's Office

裏
面
白
紙

總資第二九四号

昭和二十三年七月十三日

總理廳官房監査課長

受

旧正規陸海軍將校及び憲兵等
排除後の措置に関する件

標記の件に關しては、六月十四日附總資第二五四号により通牒され
た通りであるが、右に關連して連合國軍最高司令部から要請があつ
たから、措置終了後速かに左記趣旨の公文書（日文一、英文二）に
責任者署名の上中央各廳は七月十五日、出先機關及び都道府縣關係

の分は七月二十五日までに必ず到着するよう期日を嚴守し提出せら
れたい。

記

一、何分の指示あるまでその職に當ることを認められ五月八日現在に
て在職者名簿を提出した者を除くの外、本省（這一及びその關係
部内（都道府縣及び管轄市区町村等）の一切の職員の中には昭和
二十三年 月 日以降、名称及び身分の如何に關りなく、昭
和二十二年閣令内務省令第一号別表第一の二のニ乃至ニに掲げら
れた基準に該當する者並びに憲兵は在職していない。
二、昭和二十三年六月十四日附總資第二五四号通牒により退職せしめ
た正規陸海軍將校及び憲兵の員数及び種別は次の通りである。

舊正規陸軍將校
舊正規海軍將校
憲兵

計

年 月

日

名 名 名 名

省(廳)責任者官職氏名印

裏面白紙

事務局長

成井署長

昭和二十二年 八月 四日

敬請閣下役員再審査委員會事務局長

總理廳官房會計課長

役員報酬決定の件は是等全

支出不振預り件

當局役員、職階別人員率課と勘議の結果
尤記。通り決定し尤から支出万御取計らい請ひたい

記

一、逆支額別陽係及尺方

四款 五号

五款 五号

若所請代

若所請代

内閣

裏面白紙

七

千係

第 號

141

裁再審第六号

昭和二十五年八月四日

裁再審第六号係役員再審査委員会事務局長
總理 藤田房會 計部長 殿

役員職階制決定に伴い
差額金支出方依頼の件

当局役員職階制は人事課と協議の結果
左記通り決定したから貴方御取計を仰ぐ
たい。

記

一級別、御傍及人員

四級 三号

三級 三号

雇 岩崎昭代

雇 古田善久英

内

裏面白紙

職再審第六号

昭和三年八月四日

職再審係役員再審審査員會事務局長

總理 藤田房會 訂 部長殿

職員階級決定に件小

差額金支出方依頼の件

当局職員の職階別は人事課と協議の結果
大記の通り決定したるが、支出方即取計を願ふ
大い。

記

一級別、脚俸及欠給

四級 三号

三級 三号

岩崎昭代

古田喜久英

内

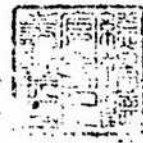
裏面白紙

學務局長

総人三三三二八九号

昭和廿三年八月四日

総理廳官房人事課長



人

財閥関係役員再審査委員

局長殿

一般事務補助職員及び一般事務職員の

降格の級別決定に関する件

標記の件について新給與実施本部長より別紙のとおり

申越があったから通知する。

裏面白紙

給本發第八十九号

昭和廿三年七月廿九日

新給與實施本部長

内閣官房長官殿

一般事務補助職員及び一般事務職員について

一般事務補助職員及び一般事務職員の資格勤績年數別による級別
の決定については四月三十日附給本發第七号を以て通牒済でありその
趣旨についても各省関係官には充分説明してあるやあるが今更に誤
解しつゝ向があり各省の解釋が区々となつてゐる憾がある。
給本發第七号通牒が正しく実施されるか誤つて実施されるかは実
際の給與面に重大な影響を及ぼすものであるからこの際実施方法
と左記により統一することとしたから恣意的解釋の下に級の決定を
行うことのないよう後に仰注意されたい。

記

一 一般事務補助職員及び一般事務職員とは係長以上の役付職員
又は涉外職員として個別的に級の決定について実施本部の承認を得

た者を除く事務系統職員といふよりポスト給は小使自動車運
轉手・守衛等の特殊の職員と含まない。

これ等の一般事務補助職員及び一般事務職員については推定表と
適用した場合より上位の級に格付けをすることは特に実施本部の承
認を得た場合並に隣接する級に該当する同數のものと同位の
級に下げることと條件とする場合の他は絶体に行つてはならぬ。
(註) 推定表の推定という意味は今回の一應の俸給切替に際して
便宜的に使用するためからであつて各職員の職務と將來一々調査
しつゝ行つた場合には推定表と離れて級の決定と行ふことがあり
得るというに止まり今回の切替はこの推定表と離れて実施し得る
という趣意ではない。

二 一般事務補助職員資格勤績年數別による級別推定表
考表中、中等学校九十の欄は左の通り改めらる。

級別	乙種中等学校九十	甲種中等学校九十
二(一級相当職務経験年數)	二年未満	一年未満
三(二級相当職務経験年數)	二年以上	一年以上
四(三級相当職務経験年數)	三年以上	三年以上

裏面白紙

一般事務職員の資格勤続年数による級別推定参考表
中級 中等学校九十の欄は乙種中等学校五年以上甲種中等学校四年
以上と改めらる。

三、事務職員(事務職員に相当する嘱託を含む、給仕を含む)とし
ての在職期間が官吏定員が少い等の事由により四級の欄記
載の年数よりも長い者については、その六割に相当する年数を官吏
としての在職年数として一應みなすことが出来る。

裏面白紙

事務局長行

総人庶第九一号

昭和二十三年八月五日

総理官房人事課長



財閥関係役員再なるおろしをせよとの事

より局長に

分置基準法等の施行に伴う政府職員に係る
給與の應給待遇に関する法律（昭和二十二
年法律第六十七号）による給與支給準則
の改正に関する件

標記の件について大蔵省給與局長より別紙のとおり印送があつたので
通知する。

人事

裏面白紙

給發第五三三号

昭和廿三年七月三十日

大藏省給與局長

総理廳官房人事課長殿

労働基準法等の施行に伴う政府職員に

係る給與の應急措置に関する法律(昭和

廿二年法律第百六十七号)による給與支給

準則の改正について

國民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の施行に伴い、昭和二十二年法律第百六十七号による給與支給準則のうち、超過勤務手当に關し、別添のその一部を改正したから、昭和二十三年七月二十日以降右により取り扱われたい。

別紙

労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與

の應急措置に関する法律(昭和廿二年法律第百

六十七号)による給與支給準則の一部を次のように

改正する。

第八條中「昭和二年勅令第二十五号に規定する休日」と

「國民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八

号)第二條に規定する祝日」に改める。

事務局長

事務官

裁身者第...

昭和...年 八月 十日

財閥關係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房人...長

各...職...抄錄...原稿...送何者...

本...月...附...他人...抄...錄...一...部...送...何...者...

内閣

裏面白紙

職員名簿

財閥關係役員再審査委員會事務局

所在地

東京都港区三田三丁目(旧日産ビル) 電話 5511

事務局長

井上 義

東京都武蔵野市吉祥寺三丁目 電話 5511

内閣

裏面白紙

改訂審第六四號

昭和三年八月十日

財政部會計司會計課長

總理廳官房人申理長

各職員抄錄、原稿送何の件

本日三日前總理人庶如凡の件、口に御申越の件了承
別紙通り為及職員抄錄一部送付了

裏面白紙

職員抄録

局長 職岡 岡係 役員 再審 道委員 会事務 局

所在地 東京都港区 田町町 (旧田産館内 四三三番)

電話 銀座 五〇〇七

事務局長 井上 豪

東京都武蔵野市 吉祥寺 二二五

電話 武蔵野 三三五一

財再審第六百號

昭和三年八月十日

財團關係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房人事課長 啟

各廳職員抄錄原稿送付之件

本日三日前總人庶務課之御申越之件了承
別紙通り為各職員抄錄一部送付了

裏面白紙

職員抄録

局名 職岡岡係役員再審道委員合中務局

所在地 東京都港区田村町(田日産館内四一五号)

電話 銀座三〇〇七

事務局長

井上 景

東京都武蔵野市吉祥寺二一五

電話 武蔵野 三三三二

事務局長

昭和二十五年八月十一日

事務官

吉

第 號

録

財閥関係役員再審査委員会事務局長

總理廳官房人事部長殿

貴局の職員、職階別が左の通り決定したるに
御発令を種々記

十級五等 市警局長 中上 兼

十級七等 洲主局長 坂内 正石

内 閣

裏面白紙

賤再審第七九號

昭和二十三年八月十一日

財閥關係役員再審査委員會事務局長
總理廳官房人事課長 啟

當局局員の職階制がたゞ通り決定したるが御答命
を願いたい

記

十三級	三級	事務局長	井上 蒙
十級	七級	調査係長	坂内 正名

内

12

裏面白紙

賤新番第七九號

昭和二十三年八月十一日

財閥関係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房人事課長 敬

当局局員の職階制が尤の通り決定したるを御察命
を願いたい。

記

十三級	三級	事務局長	井上 蒙
十二級	二級	調査係長	坂内 正名

裏面白紙

事務局長

取寄書表0部

昭和十五年 八月 廿一日

事務官

(Handwritten mark)

第 號

昭和十五年

財閥關係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房人市澤表敬

應負命令通知2件

本日花記の上切了職階制實施に伴ふ命令の
別の通知通知す

記

白殿 3号件

在 若 号 出 代

三殿 3号件

在 古 田 号 之 意

内 閣

裏面白紙

改再審第八〇部

昭和三年八月十一日

財閥関係役員再審査委員会事務局長

總理廳官房人事課長殿

雇員命令通知ノ件

本日花記ノ通知ノ職階制實施ノ件ハ命令ガあり
たカシ通知ナリ

記

四級 三子俸
三級 三子俸

雇 雇

岩崎 昭久 代
石田 森久 代

15

12

裏面白紙

改再審第八〇件

昭和三年八月十一日

財閥関係役員再審査委員会事務局長

總理廳官房人事課長殿

雇員発令通知の件

本日花記のとおり職階制並施行に伴い発令がなされたこと通知する

記

四級 三才俸
三級 三才俸

雇 雇 岩崎 昭久 代
与田 嘉久 惣

裏面白紙

事務官

事務官

第 號

昭和二十二年

八月三日

内閣總理大臣 芦田 均 殿

為向內閣員方川園重利長記「飯」福岡縣下
へ出張費の支給 今方御取計之程に付

一 氏名 福岡關係復興再善堂

一 目的 以中報以擴大本社以外九州關係之福岡關係

一 期間 自昭和二十二年六月二十日 至 同日

福岡縣下

福岡縣下

内 閣

裏面白紙

財再審第九一號

昭和二十三年八月二十六日

財閥関係役員再審査委員會事務局長井上喜豪

内閣總理大臣芦田均殿

当局役員古川園重利左記に依り福岡縣下へ出張せしめる
ので右發令の方沛取計らい願いたい。

記

一氏名

財閥関係役員再審査委員會事務局長

古川園重利

一目的

(一)三井物産株式會社山川良一外九名に係る財閥関係役員前願調査の爲
(二)小倉榮港株式會社藤屋太藏に係る財閥関係役員前願調査の爲

一期間

自昭和二十三年八月三十日
至昭和二十三年九月八日 十日間

一場所

福岡縣下

内

照

裏面白紙

年

賊再審第九一號

昭和三年八月十六日

賊内關係役員再審委員會事務局長井上蒙

内閣總理大臣 芦田均殿

並局役員副領事古川憲重利元記に依り發令方

御取計 願 いたし

此以關係役員再審委員會事務局長古川憲重利

福岡縣下八波波 命 了

一日付 官并鑑公録大會社以川良(外九名)係与賊内關係役員訴願調査

不倉築港株式會社藤堂大藏に依り賊内關係役員訴願調査

一期間 自昭和三年八月三十日 至昭和三年九月八日 十日間

一場所 小倉 福岡 大牟田

内 閣

裏面白紙

秋井善光宛

昭和三年 九月 九日

秋井君様 貴社より送付の書類を拝見し、誠にありがとうございました。

御理 藤田 房人 事務長 敬

秋井君様 貴社より送付の書類を拝見し、誠にありがとうございました。

貴社より送付の書類を拝見し、誠にありがとうございました。秋井君様 貴社より送付の書類を拝見し、誠にありがとうございました。

事務長

[Signature]

秋井

第 一 號

内 閣

裏面白紙

新降給切音進考狀說明直表
 賦閑内保彼更再考並至其會事考局

職名	職種	人員數	系業課長 年月日	課長 年月日	主任 年月日	主任 年月日	備考
局長	局長	一	三、六、五		三、八、七	三、八、七	局長補佐
課長	課長	一	三、六、五		三、八、七	三、八、七	
主任	主任	二	三、六、五		三、八、七	三、八、七	
主任	主任	四					

備考
 若市考局開設係五月十日得
 了公考考
 注 一 申討記了

総理廳

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

高島

事務官

送

第 號

昭和三年九月六日

財閥關係役員再審査委員會事務局

總理廳官房庶務課長殿

事務室調査課長

執務人員調査

御禮の御返答は、同日午後六時、總合第一の御
貴信に、御申越、概、了、秋、外、秋、調査、通、り、七、日、迄、
に、可、然、御、取、計、を、願、ひ、ま、す。

内 閣

裏面白紙

新報

一月來中央各機關幹部人員變動 (職同內條改直由舊直) (舊員全由勞局)

職名	現任	前任	職名	現任	前任
次長			二級官	無	1
次長			三級官	3	
局長			處長		2
科長			科長		2
一級官			科長	(由舊)	2
			科長	(由舊)	2
			科長		1

據勞務局消息，現任中央各機關幹部人員變動，一月來中央各機關幹部人員變動，一月來中央各機關幹部人員變動...

裏面白紙

財新署御外

昭和三年九月六日

財新関係役員新署査査委員会事務局

總理 藤田 房 會計 堀 長 啓

事務室 調査課 主任 藤田 房

執務人員 調査課 主任 藤田 房

各月二十六日總會報告第一三七八號 貴信にて御申紙の

趣了承、別紙調査の通り承り、可成御取計とい

願ひたい。

裏面白紙

○ 八月末中央官廳に執務する人員調査 (政務関係改定再調査) (奉天會事奉天局)

区分	人員		区分	人員	
	現任	現任		現任	現任
次長			二級官	1	1
次長			三級官	2	0
局長	1	1	雇員	2	2
課長			備員		
秘書官			局員	{二級官}	2
一級官				{三級官}	2
			計	5	5

備考 局長は昭和二十二年一月七日政令第五号、第一條、第五項「前項の外関係各庁の官吏又は学識経験のある者の中から、内閣においてこれを命じ、又は奉命することがある。」に依るものがある。

裏面白紙

奉天會事奉天局 (中略)

賤新着御外

昭和三年九月六日

賤岡岡係従員新着査査委員会事務局

總理廳官房會計課長 敬

事務室調査資料として

執務人員調査に付して

各月二十日總會報告第一三八號貴信にて御申越
越了承、別紙調査の通りを為さる可然御取計にい
願ひたい。

F 4-0-0-0-0-0 B 5 (1-1-1-1-1)

裏面白紙

八日米中央官廳に執務する人員調 (政令関係従事科管理) (奉命会申書局)

区分	人員		区分	人員	
	現在	現在		現在	現在
大 長			二級官	1	1
次 官			三級官	2	0
次 長			雇 員	2	2
局 長	1	1	備 員		
課 長			局 員	{ 二級官 }	2
秘書官				{ 二級官 }	2
一級官			計	2	2

備考 局長は、昭和二十三年一月七日政令第五号、第一條、第五項に「前項の外関係各庁の官吏又は学識経験のある者の中から、内閣においてこれを命じ、又は委嘱することを得る」とあるに依るものとある。

裏面白紙

事務局長

總人庶第一三八號

昭和二十三年九月十六日

總理國官房人字課



財閥関係役員再審査委員会

事務局長殿

級別人員調査提出に関する件

標記の件について新給與實施本部長より別紙のとおり照會があつたので別紙様式による調査を十月五日迄に二部當課迄提出せられたい。

昭和二十三年九月十三日

新給與實施本部長

内閣官房長官殿

級別人員調査提出方について

事務上必要があるので首題の調査を別紙様式により作成の上十月十日迄に必ず當部に到達するより提出せられたい。

裏面白紙

職関関係役員再審査委員会事務局

會計 省 所管 廳

級別人員調 (その一 役付職員のみ)

級別 區分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	計
總局長官															
局長													1		1
次長															
部長															
課長															
特殊専門員															
課長補佐										1					1
班長															
係長 (含主任)															
計	人員									(41)			(62)		10600
	俸給総額 (月額)									2200			2400		2

裏面白紙

級別人員表 (その二 推定表によるもの)

級別		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
専務職員	職員			/	/										
	官吏														
技術員	補助員 高小卒														
	実業 学校卒														
職員	技師 専門卒														
	師 大学卒														
講師	専門卒														
	大学卒														
計	人員			/	/										
	本俸総額 (月額)			1,200	1,600										

裏面白紙

級別人員表 (その三 推定表による分) 左

級別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
給仕														
昇降機手														
小使														
清掃人														
中衛巡視														
自動車運転手														
電話交換手														
邦文タイピスト														
英文タイピスト														
看護婦														
計	人員													
	本俸総額 (月額)													

裏面白紙

記 載 上 の 注 意

一 昭和二十三年一月一日現在で作ること。

二 所管別、會計別、官廳別に作ること。

但し地方部局については

(1) 都、道、府、縣、毎にある官署は、都、道、府、縣、別とする。

例、労働基準局、建築出張所等。

(2) 二府縣以上を管轄區域とする官署は、その區域別とする。

例、商務局、地方商工局、營林局、地方物價事務局、地

方經濟安定局、海運局、鐵道局等。

(3) (1)及び(2)の所轄内にある小管署は、所轄別に取組める。

例、稅務署の分はこれを統轄する財務局の分に包含せし

めず。

稅務署の分のみを取組める。

(4) 病院、學校、試験所、研究所等右の區分により難いものは適當に取組める。

例、學校は大學、高專別に區分して取組める。

三 以上は一般の切替方式によるものについての様式であるが、稅務、教育、鐵道その他特別の切替によつたものは右に準じて別個に作成すること。

事務局長 封

事務官

(Signature)

封

第 號

昭和三年 九月 十日

戦国国体役員昇着審査委員会事務局長 敬

總理廳官房人事部長 敬

産直局長 敬

本日花紙の通り、産直局長に通知する

記

下村勝彦

戦国国体役員昇着審査委員会事務局長 敬

二款三項 條 七 給 了

昭和三年九月十日

戦国国体役員昇着審査委員会事務局長

内閣

裏面白紙

馬

賤再審第一〇二律

昭和二十二年九月三日

賤関係役員再審査委員会事務局長

總理廳官房會計課長殿

在負發令通知の件

本日九記の通り發令に付、此から通知する

記

下村勝彦

賤関係役員再審査委員会事務局雇を命ずる

二級三級を給する

昭和二十二年九月三日

賤関係役員再審査委員会事務局長

裏面白紙

物

戦野署第一〇二件

昭和二十三年九月三日

戦野関係役員利着査査委員事務局長

總理廳官房會計課長殿

雇員發令通知の件

本日花記の通り發令したるに付通知する

記

下村勝彦

戦野関係役員利着査査委員事務局長を命ずる

二級三級を給する

昭和二十三年九月三日

戦野関係役員利着査査委員事務局長

裏面白紙

第

財再審令第一〇三號

昭和二十三年九月二十日

財団法人係役員再審査委員会事務局長

○ 總理 廣田 昭 殿

雇員發令通知の件

本日先記の通り發令に付たから通知する

下符 勝 彦

財団法人係役員再審査委員会事務局長を命ずる

二級三級俸給する

昭和二十三年九月二十日

財団法人係役員再審査委員会事務局長

裏面白紙

財新審合第一三號

昭和二十三年九月二十日

財新關係役員昇格審査委員會事務局長

總理廳官房人事課長殿

雇員發令通知リ件

本日先記の通り発令に付たから通知する

記

下村勝彦

財新關係役員昇格審査委員會事務局長を命ずる

二級三級俸給する

昭和二十三年九月二十日

財新關係役員昇格審査委員會事務局長

裏面白紙

功

下村勝彦
昭和三年九月二十日

本日花記通

下村勝彦

職岡係役員昇格在委員會事務局雇を命ずる

二級三級俸給

昭和三年九月二十日

職岡係役員昇格在委員會事務局長

裏面白紙

我
別添送、通

臨人第三一一号

昭和二十二年七月二十九日

財 務 局
7.30
182

財 務 局 長
事務局長
委員

利貞

記



國家公務員の範圍について疑義のある職員に関する

照會の件

貴省（處）の所轄に属するもの、中國家公務員であるか否か、一應
疑義の生ずる餘地のある職員について、その名稱、根據法規その他
の性質を判断するよめの参考資料及び貴省（處）の解釋を至急承りた
い。

なお、その際併せて關係法規各三部を添附されたい。

裏面白紙



賊連 第一号

昭和二十三年八月二十六日

賊連関係役員審査委員会事務局長

賊連関係役員審査委員会事務局長

臨時人事委員会事務局長殿

國家公務員の範圍に於て疑義ある職員に關する照會回答の件

標記に於て昭和二十三年七月二十九日附臨人オ三二二号貴信を以て御照會

があらたに當事務局職員中には國家公務員であらうかどうか疑義が生ず

る餘地のある者に対し右御承知願ひたい

尚参考資料として關係法規三部別添の通り送附するから御査収

相成りたい。

内 附

裏面白紙

事務局長

秋澤舟重

昭和五年 十月 四日

事務官

北平

第 號

184

封閉關係役員再審査委員會事務局長井上豪

以閣總理大臣 少田均 啟

本會改訂章程責任令万々件

為方閣總理大臣 少田均 啟
本會改訂章程責任令万々件

内閣

裏面白紙

財務省第一〇七号

昭和二十三年十月四日

財務省銀行券準備局長官事務官

局長 村上

西園純道大臣 芦田 均 殿

國金政府委員任命方の件

貴方関係法令案は次期国会に提出されるものと見られております。
本官が政府委員に任命を願いたい。

裏面白紙

事務局長

事務官

總人庶第一五四號

昭和二十三年九月二十九日

總理廳官房人辭課

財再審
23.10.2
受付第104号



財再審係員身重を重責に云

事務局長 殿

四級及び五級俸外者の三七九一回水準への切替特例に関する件

標記の件に關し新給與實施本部にて別紙切替表による特例を認めたま意圖につき、俸外者の有知並びに本特例適用希望あらばその人員並に御意見を十月五日迄に當課宛御通知願いたい。

別紙

四級及び五級俸外者の三七九一回水準への切替表

3791回水準への切替金額		
元の俸給金額	4 級	5 級
1,850	* 2,340	
1,900	2,410	
1,950	2,410	
2,000	2,470	
2,050	2,470	
2,100	* 2,470	
2,150	* 2,540	
2,200		2,860
2,300		2,930
2,400		3,120
2,500		3,120
2,600		3,120
2,700		* 3,120
2,800		* 3,250
2,900		
3,000		
3,100		

*印は正式切替表通りである

裏面白紙

事務局長

事務官

署名

第 號

秋井善太郎

昭和五年十月五日

秋井善太郎 事務局長 敬啟

總務課長 中務長 敬啟

此致及不主致辭外者、此九一圖外準人、
 切實特別に同多し、
 要目、その日、何人、然れども、其の、
 件、に、何、の、事、業、の、件、を、
 可然、何、の、事、業、の、件、を、

内閣

裏面白紙

取手番初一。二部

昭和五年十月五日

取手番係役員取手番至役員会事務局長

總理才首房人事務局長殿

四級及五級俸外若くは九一圓水準

切符特別に因りて

各月二十九日附懸人懸第一五四部を以て御申取

に付ては、与事務局長に該若若の無一が不可然

御取對し願ひ

裏面白紙

賊舟番初一八部

昭和五年十月五日

賊國係役員再番重番並金事務局長

總理才善房人申請長殿

口級及五級俸外卷之三九一圖水車一

切符特例に因りて

各月二十九日附想人延第一五四部在又八部申取

三つに付、当部務局には該券が為り不可然

御取新之候

裏面白紙

事務局長 〇〇

事務官

給職發第一七六號

昭和二十三年十月五日

臨時人事委員會事務局庶務階課長

勸同閣作経を再考
並志を公事務局長殿

上級職員職務調査の準備依頼の件

今般賣省（廳）の内務、外務及びそれに準ずる機関の長の職務調査を
十月十二日より實施する事になつたので然るべく御準備下さい。尚、
各局又はこれに準ずる機関の機體、機能、人員、並びに之等の機體
の長の職務内容、職務の級、職歴、資格要件等につき、當課より、本
格的職務調査の資料として、照會又は、提出方を依頼する時は宜しく
御準備下さい。

す。

財再審
23.10.6
受付第107号

裏面白紙

事務局長

事務官

給送第二〇〇號

昭和二十三年十月十二日

臨時人事委員会事務局



財再審

23.10.13

交付第108号

職階関係復査再査
査察委員会事務局長 殿

各目録の上級職員の職階関係について

今般、臨時人事委員会の職階とせられていた職階制確立のため、一級職に該当する職員職の職階調査を必すとするので、その一級職として、現職並びに各課の外局及び内局の十四級職及び十三級職の職階の調査を官報について、職階調査を十月十三日より十日間はわたって実施することになったから、正しく訂正付らぬようお願いいたします。

今回の職階調査に於ける職階調査表（別紙）の記入事項中、職階内容の記載は、単純に分掌事項を並列するだけでなく、職階者がいかなる職務と責任を有するかが明瞭となる様、特に職階機構内課の事務職階の手引を反映せしめる様に留意されたい。尚、面交その他の調査実施上の用目については、臨時人事委員会事務局の係員が参上して御訂合せをする。自づつ和文及び英文の職階調査表を一筆並につきそれぞれ三部づつ係官が持つから、各欄に記入の上、各一部は貴省（課）に送付し、各一部は事務局職階課長まで、十月二十二日迄に御送付願いたい。

裏面白紙

議人座第一七一號

昭和二十五年十月十八日

總理事務局長



財再審
23.10.19
受付第114号

財閥關係役員再審査委員會事務局長殿

臨時委員の取扱について

横証の件に關し臨時委員會事務局長より照會あり申越しおた
たので念のため進付す。

総 理 廳

裏面白紙

人 事

（試案）ニニ五ノ）

昭和二十三年十月一日

臨時人事委員會事務局長

殿

臨時職員の取扱に於いて

今後臨時職員の取扱については人事委員會規則其の他により當委員會に於て別途定められるまでは左記によらねたい。

左記

- 一、當委員會における本年九月末の一齋審查により在任期間の延長を認められたものについては、その期間内に成る可く人員を整理、減少せしめる様努められたい。然しその職務上整理困難なる者については承認された在任期間の終了一ヶ月前に延長願を提出されたい。
- 二、新たに臨時職員を任命しようとする時は別紙臨時職員任用調書を添附して當委員會の事前承認を求められたい。

臨時職員を退職せしめた時は、（小言に任命替えした場合を含む）

- 一、勤務部属課名、職名、相當級別、及び名を直ちに通報ありたい。
- 二、各官廳は毎月末現在の臨時職員につき翌月十日迄別紙様式の臨時職員現況表を提出されたい。
- 三、なお以上は臨時職員の任免について從來内閣に對して取られてゐる手續に關しては何等變更を加えるものではない。但し今後内閣に對して臨時職員の任命の承認を求められし時は當委員會の承認を得たことを附記することが必要である。

裏面白紙

臨時職員任用調査書(様式102)の様式 (人事委員会指定) 昭和29.10.13

1. 紙は50センチ幅用紙以上の白紙とする。
2. 刷り出しは黒、内部の寸法・数字・線の太さは指定のとおりとする。
3. 印字寸法は JIS B5 (182 x 257 mm) とする。
4. 1. a. b は必要により せよ 名称を記入し 刷りこむこととし かつ 之を記入し 刷りこむこととする。(大きさは4号)

⑤ 行間
25mm
⑥ 寸法
78 (合計) 80mm 55

人専院 様式102 臨時職員任用調査書		
この様式は臨時職員任用のための審査の資料として使います。下項目についてハッキリと答えなさい。 答はかたじけなく、その項目は該当する□の中か、V印をつきなさい。数字は原則として用数字を使用すること。		
1. 所属官庁(公団・公社)について	b. 所属部署課名	
2. 申告者について	b. 現住所	
2. 姓名(フリガナ)	c. 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	d. 生年月日 年 月 日 e. 級年 入
f. 學歷(最終の學校)	修學期間 年 月 日 年 月 日	所在地 記
g. 職歴	勤務地	職務内容
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
3. 就任に当たっての官職について		
期間	年月日から年月日まで	その職名
相當級別	<input type="checkbox"/> 級官 <input type="checkbox"/> 2級官 <input type="checkbox"/> 3級官	給手 非(非)常
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤(下記詳し) <input type="checkbox"/> 兼務	その職務内容と責任;
平均日: 朝	日	時
勤務時間	分	人
28. () ?	1	B5(182x257)
100mm	182mm	175(55分)

56

表と裏とがチカチカになるよう片側折ります

①②③④
寸法

80mm

2

4. あなたは3の官職以外の職業と業種を併記してください。
 欄外に記入する場合は、**「業種」**の欄に記入してください。

私はこの官職に任命された後、他に職業は持たないし、別の企業又は専業から金銭その他の給与を受けたいことをここに誓います。

署名 (印)

2. あなたが別の職業が自由業(医師、獣医師など)である場合は、その職業名
 月平均収入 円

3. 会社、団体との関係がある場合は、その代表者としての氏名を記入してください。

期間:	年	月	日から	職名	級	与
その会社、団体名:						月額
所在地	その職務内容と兼任					

あなたが監理する職員の数 人

5. 公職選挙法に規定された資格に該当する場合は、その資格の種類を記入してください。
 選挙権者番号 選挙区番号 選挙区名 選挙区番号

昭和 年 月 日

注意: この記載事項に不正がある場合は、処罰される可能性があります。
 上記記載した事項が真実かつ正確であることをここに確言します。

姓名 (印)

この表を記入するに
 人事委員会の決定

○

○

○

事務局長

事務

第 號

起

昭和五年

年月日

財閥關係役員再審査委員會事務局長

總理兼首務人事務局長

全副議長

在東京令通知

本日花記() 令() 通知

記

若河 昭代

財閥關係役員再審査委員會事務局長

昭和五年

財閥關係役員再審査委員會事務局長

内 閣

裏面白紙

賤再審第二二條

昭和二十三年十月二日

賤岡関係役員再審査査委員会事務局長

總理廳官房人事課長殿

雇員發令通知の件

本日付記のとおり發令に付たから通知する

記

岩崎 昭代

賤岡関係役員再審査査委員会事務局長 雇員を免する

昭和二十三年十月二日

賤岡関係役員再審査査委員会事務局長

裏面白紙

賤再審第二三條

昭和二十三年十月二十日

賤岡関係役員再審査委員会事務局長

總理廳官房人事課長殿

雇員發令通知ノ件

本日龙記ノ上ヨリ發令ニ付テカテ通知スル

記

岩崎 昭代

賤岡関係役員再審査委員会事務局長 雇員発令

昭和二十三年十月二十日

賤岡関係役員再審査委員会事務局長

賦再審第二二部

昭和二十三年十月二十日

賦國關係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房會計課長殿

雇員發令通知、件

本日先記。通り發令に於て了る通知する

記

岩崎昭代

賦國關係役員再審査委員會事務局長 尾花 免子白

昭和二十三年十月二十日

賦國關係役員再審査委員會事務局長

裏面白紙

賊再審第二二二條

昭和三十三年十月二十日

賊岡岡係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房令引課長殿

雇員發令通知、件

本日九記、通り發令に存つたか通知する

記

岩崎 昭代

賊岡岡係役員再審査委員會事務局長雇員を免する

昭和三十三年十月二十日

賊岡岡係役員再審査委員會事務局長

裏面白紙

事務局長

事務局

送達

202

戦時教育令

昭和二十一年十月十八日

財閥関係役員再審査委員事務局長井上東

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

令般本官係当局前員平承 勇 等一同一先記に依り
大阪府下へ出張するに先發命令方却取計に之を
願ふに在り。

一氏名

戰國同業株式會社社長 井上 東

井上 東

一目的

先記會社に依り戰國同業株式會社の職務執行
を遂行するに當り

出張調査に當り

（1）佐長金所務株式會社 昭和二十一年十月十八日

（2）同業株式會社 昭和二十一年十月十八日

一場所

大阪府下

内閣

裏面白紙

戦時審査第二回録

昭和二十三年十月二十八日

戦時関係従業員再審査委員会事務局長井上 象

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

今般本日は当局副委員平塚 勇を場同一花記に依り大阪府下へ出張するの右發令方即取外し願ひたい。

記

井 上 象

一氏名

戦時関係従業員再審査委員会事務局長

一目的

花記会社に於ける戦時関係従業員之職務執行ノ
實況調査ニ為

(1) 経友会金庫株式会社 (2) 日友パルミニオン工業株式会社

一期間

自昭和二十三年十一月一日
迄昭和二十三年十一月十日 六日間

一場所

大阪府下

内

裏面白紙

事務局長

事務官

第 一 號

第 一 號

204

昭和十五年 十月 十八日

財閥關係役員再審査委員會事務局長井上豪

内閣總理大臣 荻田 茂 敬

貴府有員平塚 勇 花記の通り 出張を被命す。此

かゝ通知す。

記

平塚 勇

大阪府下へ出張を命ずる

目的 花記会社に於ける戦時関係役員取替執行の

実施調査(局長に随伴)

期間 昭和十五年十月十八日 同日

場所 大阪府

内 閣

裏面白紙

賊再暴第二五號

昭和二十三年十月十八日

賊國關係從員再暴在委員會事務局局長井上敬

內閣總理大臣吉田茂殿

當局員平塚勇左記、通し出張を發令し左カ

通知する。

記

平塚 勇

大阪府下へ出張を命ずる

目的 左記会社に於ける賊國關係從員の職務執行の

実況調査(局長に隨行)

期間 自昭和二十三年十一月十日 至昭和二十三年十一月二十日 六日間

場所 大阪府

内

裏面白紙

賊舟審第一五號

昭和三年十一月二十八日

賊舟係後島新島金本系(會)局長井上最

内閣總理大臣 官 田 文 殿

當局局長 坂 勇 殿 通知 了 事

記

平 塚 勇

大坂府下八區 命

目的 左記会社(於)中(賊)因係後島(職)務執行?

突况調査(局長) 隨行

期間 自昭和三年十一月廿六日同

場所 大坂市

内

裏面白紙

賊再審第二五號

昭和三十三年十月二十八日

賊関係役員再審査委員会事務局長

總理廳官房會計課長殿

当局員平塚勇光記。通し出張を發令したる
通知す。

記

大阪府下へ出張を命ずる

平塚 勇

目的 花記会社に於ける賊関係役員之職務執行の

実況調査(局長に隨行)

期間 自昭和三十三年十一月一日
至昭和三十三年十一月十日 六日間

場所 大阪市

内

裏面白紙

賤新書第三五號

昭和三年七月十八日

賤國國債發行委員會事務局長

總理廳官房會計課長 啟

當局局長 敬啟者 茲將發行公債手續令一左列

通稱 記

記

大阪府下(公債發行)

平塚 勇

目的 茲將公債發行手續及發行公債手續令一左列

現況調查(局長一隨行)

期間 昭和三年七月十八日 至昭和三年十月十日 六日

場所 大阪府

内

裏面白紙

事務所長

事務官

第 號

昭和二十五年十月十九日

財閥關係役員再審査委員會事務局長

總理府官房人事部長

會社理事

雇員

本日花記

記

記

在野

財閥關係役員再審査委員會事務局長

昭和二十五年十月十九日

財閥關係役員再審査委員會事務局長

内閣

裏面白紙

賤再審第二六號

昭和二十三年十月二十九日

賤岡岡除役復員局局長

總理廳官房人事課長 啟

雇員發令通知書

本日花冠の通知書を以て通知する

記

雇

左田 憲久 君

賤岡岡除役復員局局長 事務局長 花冠

昭和二十三年十月二十九日

賤岡岡除役復員局局長 事務局長

内

閣

裏面白紙

職再審第二六號

昭和二十三年十月二十九日

職内閣府技藝科審査委員会事務局長

總理廳召考人事課長殿

雇員使令通知ノ件

本日先記ノ通り發令に付右ノ通知する

記

在 田 登 久 敬

職内閣府技藝科審査委員会事務局雇員先記

昭和二十三年十月二十九日

職内閣府技藝科審査委員会事務局長

内

裏面白紙

賊舟着第一六號

昭和三年十月二十九日

賊國關係役員新調査委員会事務局長

總理 藤田房會計課長 殿

雇員發令通知の件

本日九龍の通り、在令の通り通知する

記

在

古田 豊久 殿

賊國關係役員新調査委員会事務局長 藤田房會計課長 殿

昭和三年十月二十九日

賊國關係役員新調査委員会事務局長

裏面白紙

賤軒署第二次

昭和三年十月五日

賤軒署修費科長 奉命 奉命 奉命

總理 廉首 奉命 奉命

在 奉命 奉命

本 在 記 奉命 奉命 奉命

記

在 奉命 奉命

賤軒署修費科長 奉命 奉命 奉命

昭和三年十月五日

賤軒署修費科長 奉命 奉命 奉命

裏面白紙

車次局長印

事務印

昭和八年

219

昭和八年十月十日

財閥關係役員再審査委員會事務局長井上豪

内閣總理大臣 志田 茂 敬

在記の通り發令方即取致之を請ふ事

記

財閥關係役員再審査委員會事務局長井上豪

利権中 五川園重利

内閣

裏面白紙

賤科審第二之部

昭和三年十月三十日

賤科関係役員再審査委員事務局長井上俊

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

先記のとおり發令方却取外さいを願ひたい。

記

副館長 吉川園重利

賤科関係役員再審査委員事務局長事務副局長光太郎

裏面白紙

事務局長

事務官

(Handwritten signature)

延平

昭和三年 十月 十日

財閥関係役員再審査委員会事務局六

總理兼首席會計師長被

本日先記。通。發令。通知。等。

古川 園 重 利

會計部 出納官 史 也 光 孝 子

總理 兼 中 務 官

坂 内 公 也

會計 出 納 官 史 也 光 孝

内 閣

裏 面 白 紙

賊舟着第二八號

昭和三十三年十月三日

賊船関係役員昇着審査委員会事務局長

總理廳官務會計課長殿

物取取扱主任任命の件

為事務局の物取取扱主任を左の通り任命し左を通知する。

記

總理廳事務官 坂内正名

物取取扱主任を命ずる

昭和三十三年十月三日

裏面白紙

賤身番第二八號

昭和三年十月三日

賤岡園係役員昇番査査委員会事務局長

總理廳官房會計課長殿

物品取扱主任任命の件

為事務局の物品取扱主任を左の通り任命したるが通知する。

記

總理廳事務官 坂内正 名

物品取扱主任を命ずる

昭和三年十月三日

裏面白紙

賦丹蕃第一二部

昭和二十三年十月三十日

賦丹關係役員再蕃査委員会事務局長

總理廳官房会計課長殿

物品取扱主任被免の件

為事務局長の物品取扱主任を差の通り免了して通知する

記

副領事 吉川 園重利

物品取扱主任を免了する

昭和二十三年九月三十日

裏面白紙

事務局長

事務官

[Signature]

延東

120

敬再芳名部
昭和三年九月三日

敬因因係彼夏身着查委員會
事務局長

總理兼首房人市務局長啟

敬到人員調查進出口國事務

本自才大日附總人庶第一八柳首以不柳中取
。趣了承到飲調書。通。心多。少。少。即並收
物。心。在。

內閣

裏面白紙

改訂審第一品御

昭和二十三年九月十四日

賤沢侯條紋更再審査委員事務局長

總理總官房人平部長殿

銀別人員調査提出に關する件

本月十六日附總人員第一品御を以て御申紙の趣を
別紙調査の通りを以て御呈致願ひを以て

裏面白紙

改再審第一品

昭和二十三年九月二日

賤岡度係役員再審査委員事務局長

總理 藤原房人 平澤長政

被別人 夏調書提出に因する件

本月十六日附總人 庶第一品 在以此 御申取 御了取
別紙調書 通りを為さから 御並收 願い有。

裏面白紙

事務局長

事務官

(印)

第

第

號

昭和二十五年 月 日

財閥関係役員再審査委員会事務局長

行政管理局次長殿

人員調査に関する件

本月中旬日附行政管理局第二号通知を以て所申紙一併
了取別紙調査表、通り申付申す所並に査収録、
在り。

内閣

裏面白紙

財閥關係役員再審査委員會事務局

一) 財閥關係役員再審査委員會

十二級

一

十一級

一

十級

一

九級

一

以下

一

備考 為局 昭和二十五年五月五日 財閥關係役員再審査委員會事務局

總 理 廳

裏面白紙

賤再審第三回終

昭和三年十一月一日

賤開演後再審審査員会事務局長

行政管理局次長 敬

人 眞 彌 査 二 廣 子 三 件

本月廿六日附行警署第一孔御呈以之御申紙の件了承
別紙調査表の通り不為らば御査收續いたし

裏面白紙

職園內係級員升着查委員會事務局

(一)新給與級別量員表

十三級	一	一	一	一
十二級	一	一	一	一
十一級	一	一	一	一
十級	一	一	一	一
以下各	一	一	一	一

備考 為局內昭和三年五月五日開設口何考考進口中添元

裏面白紙

(一)官級別賞員表

戦時関係役員科審査委員会事務局

官級	事務官	技官	教官	その他	計
一級官	1				1
二級官	1				1
三級官					
雇員	1				1
備人	1				1

備考 当局は昭和二十三年五月十一日開設に付参考送付申添元白

裏面白紙

別紙(三)

当事務局は昭和三年一月七日公布政令第五号賤因内係技
 員審査委員会事務局及び賤因内係技員再審査委員会
 事務局令に基き、右員が左記の通り職務に充てられたるに
 何等の参考迄に本別紙(三)を送附する

(1) 大藏事務局	十級	二級官
(2) 副領事	九級	二級官
(3) 外務事務局	八級	二級官
(4) 外務事務局	七級	三級官

裏面白紙

事務局長

事務官

(45)

第 號

昭和三年七月十八日

財閥關係役員再審査委員會事務局長

向閣下官房長官敬

金目以不在行進參加狀況通知中
本行八月廿七日付現在に於ける事務局長の狀況は
花通通知に於ける通り通知する。

礼

- 一 總 員 大 姓
- 一 出張人員 五 名
- 一 概算人員 一 名
- 一 大会参加人員 一 名

(兼任の人員は本行の事務局長に大抵)

内 閣

裏面白紙

賤再審第三部

昭和二十三年七月十八日

賤内閣係役員再審査委員会事務局長

内閣官房長官殿

全官公分に行進参加状況通知の件

本日より午後一時現在に於ける当事務局長の状況は左記
の通りであるから通知する。

記

一 総 員

六名

一 出席人員

五名

一 缺席人員

一名

一 大会参加人員

左一

(兼任役員として本任たる
大蔵省に出席)

裏面白紙

行管第二一九号

昭和二十三年十一月十六日

行政管理局次長

大 野 木 克

政務省 人事課長 宛

事務局長 宛

人員調査方依頼について

定員に関する法令案に關連し、本年一月一日現在を以て各省各府縣廳の定員数を承知したいので、新給与級別職員表及び官報別表職員表を別紙様式及び要領により作成の上、甚だ御手数を蒙り、十一月三十日（火）までに当該に必要とするよう御送付願わしい。

裏面白紙

別紙

一、様式

(一) 新給与級別冥員表

十四級	十三級	十二級	十一級						
				十級	九級	八級	七級	六級	一級

(二) 官級別冥員表

官級	一級官		二級官		三級官		庶員	他人
	事務官	技官	事務官	技官	事務官	技官		
その他								

註 その他の欄には秘書官、経済調査官、審判、審部、臨時職員等具体的な官名を記入する。但し、大臣、政務次官、次官は含まない。

二、記載要領

- (一) 支所、出張所の如きものは、所管の機関に含め括上し、(例えば商工局出張所は、商工局に)この旨註記する。
- (二) 国立語学校については、官制別に一括して記載する。
- (三) 本省、外展、地方支分部局及び附屬機関をそれぞれ区別して製表し、それぞれ局又はこれに準ずる部局別とする。但し、試験所、研究所、医療施設等は、その種類別にそれぞれ一括して差支えない。

裏面白紙

財内関係役員審査委員会
事務局長殿

行啓第 二九 号

235

在中物なし



伊波吉里廳次長

在中物なし

事務局長

事務官

行管第 223 号

昭和二十三年十一月二二日

行政管理局次長 大野 木 五 彦

財閥関係役員

雨宮審査委員会事務局長 殿

人員調査方依頼について

十二月十六日付行管第二一九号指信を以て本年一月一日現在の新給与別
 実員表及び舊級別実員表の作成方を依頼してあるが、一月一日において在
 職せるもその後退職により新給与実施に及ぶる法律（昭和二十三年法律
 四十六号）による格付けをきれなかつたものについて、先づ別紙様式
 官級別実員表により別に集計して新給与実員表の別紙とせられたり。
 なお、法務廳、建設省及び総務廳の外局として本年一月二日以降発足の
 ものは、それぞれその発足の日現在を以て調査願いたい。

財再審
 23.11.22
 受付第(2)号



236

裏面白紙

事務局長

事務官

人事

総審才二三〇号

昭和二十三年十一月二十四日

総理庁官房審議室事務官

財閥関係役員再審査
委員会事務局長 殿

組合事務専従職員について

首題の件について先般御報告を煩したが、その後の異動について

十一月末日現在をもち、十二月四日までには御報告願いたい。

なお、連絡員その他の名稱で組合事務に従事し専従者に準ずる程度

の者がある場合には、これについても御報告願いたい。



裏面白紙

行管第二四四号

昭和二十三年十二月三日

行政管理廳次長 大野木克

再審官事務官の長

殿

御対応の長

左記により、各省各廳人事主管課長会議開催について、
から、萬障御繰合せて御出席願いたい。

記

- 一、日時 昭和二十三年十二月四日(土) 午前十時
 - 二、場所 内閣總理大臣官邸小客間(二階)
 - 三、議題 行政機關に置かれる職員の設定及増加の暫定措置に関する法律案について
- なお、本件については十二月二日次官會議に付議し、
関係官で予め御打合せ願いたい。



再審
23.12.3
信務/25号

人事

裏面白紙

事務局長

事務官

人事

第 號

第 號

昭和五年五月二日

財閥關係役員再審査委員會事務局長

總經理 敬啟

組合事務局長 敬啟

客自三月四日附銀券第一三〇號當座に開すに申出
り申了取 為事務局長 敬啟

内閣

裏面白紙

賊再審第一九號

昭和二十三年十一月三日

賊國關係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房審議室事務官殿

組合事務局長從職者に付て

各月二十四日附總署第一三三號貴信に因りて即申越の件を承
為事務局長に付該為者からいつて即報告する。

總理廳

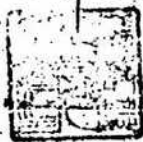
裏面白紙

事務局長

総人度第303号

昭和三十三年十二月四日

総理廳人事課長 栗山廉平



財閥関係役員再審査委員会事務局長 殿

機構圖提出依頼の件

大蔵省給與局第三課長より地域給審議会へ調査資料として
子為機構圖提出を照会されたので別紙作製要領により
作製の上十二月八日迄に当課迄提出願いたし

財再審
23.12.7
受付第127号

裏面白紙

機構圖調製要領

調製要領として逓信省所管の機構圖の一部を一例として掲げておくから各省各庁に於てはこの様式に準じて調製されたハ、特に地域給与地決定に關する重要な資料であるから市、町、村、別の記入は特に注意し又人員については現在手元にあるは記入されたハ

逓信省機構圖一例

昭和三年十二月一日現在

官庁名	所在地	現行の 級地	人員
本省 大臣官房人事課 秘書課	東京都港区麻布飯倉町	特	二〇
総務局		〃	二五
本省直轄官署		合計	
逓信博物館	東京都千代田區富士見町	特	五五
航海保守部	〃 〃 大手町	〃	三二
三独立官署		合計	
貯金局		合計	
東京貯金支局	東京都港区赤羽町	特	一六五
甲府貯金支局	山梨県甲府市桶町十三	乙	一七〇

以下略

郵務局長

昭和五年五月廿一日

財閥関係役員再審査委員会事務局長井上豪

訂同總理大臣吉田茂

差配、此等、致令万部取計、いを頼り、たい、

~~解~~

財閥関係役員再審査委員会事務局長井上豪

事務局長

井上豪

人事

第

號

243

内閣

裏面白紙

賊舟審第一三〇號

昭和三年十二月四日

賊國關係役員再審査委員會事務局長

井上 敬

内閣總理大臣 岩田 茂 啟

左記のとおり發令方所収計三三を願ひ奉る。

記

賊國關係役員再審査委員會事務局長を免ずる

事務局長 岩田 茂 知 式

總理 應

裏面白紙

事務局長

事務官

人子 送呈

第 號

245

昭和十五年 月 日

職内関係役員昇進審査委員会事務局長

總理 事務局長 敬

職内関係役員昇進審査委員会事務局長
職内関係役員昇進審査委員会事務局長
職内関係役員昇進審査委員会事務局長

内 閣

裏面白紙

昭和二年三月一日

我因因陳技道舟壽道莫事公市勞行裁務因

昭和二年三月一日

官牙丸

所 在 地

湖 所

人 員 補 考

考

我因因陳

官牙丸 所 在 地

我因因陳

官牙丸 所 在 地

我因因陳

官牙丸 所 在 地

精

大

內 閣

第 號

裏 面 白 紙

賊舟番第一三一號

昭和二十三年十月二十六日

賊國關係役員再審査委員会事務局長

總理廳官房人弟課長殿

機構圖送附二件

本月四日附總人第一三一號責任信に基き、別紙の通り機構圖を作成したる送附する。

總理廳

戰國關係改良昇蕃查委員會事務局機關圖

昭和二十三年十二月一日現在

官	氏	位	所	現行 職階	人員
戰國關係改良 昇蕃查委員會 事務局					
		東京都港區芝 田町二丁目 （日産館四階）		特	六

總經理廳

事務局長

事務官

事務官

延奉

第 號

昭和五年 月 日

我國因徐被員身著軍服不認其為

總代理不認其為全野漢股

事務局長胡志士奉有資料

觀勞人員胡志士奉有資料

八月五日胡志士奉有資料
九月五日胡志士奉有資料
十月五日胡志士奉有資料
十一月五日胡志士奉有資料
十二月五日胡志士奉有資料

內 閣

裏面白紙

第 號

中華民國中央銀行 銀行 銀行 銀行 (銀行 銀行 銀行 銀行)

姓名	金額	日期	用途	備註	金額
王 某			一級		
張 某			二級		
李 某			三級		
趙 某			四級		
孫 某			五級		
周 某			六級		
吳 某			七級		
鄭 某			八級		
謝 某			九級		
陳 某			十級		

備註：本行自 1935 年 1 月 1 日起，凡有存款，均須按此表辦理。

四 圖

裏面白紙

財再審部外

昭和三年十二月十日

財同関係役員再審査委員会事務局

總理廳官房会計課長 敬

事務室調査二参考資料として

執務人員調査加つて

八月二十日の財同関係役員再審査委員会資料として、八、九、十、十一、十二の各月、調査結果を以て郵中、紙の取了取、当局は、自米日現在に於て別紙の通り、各あり、か、可然即取計との細心初。

總 理 廳

十一月中央軍官廳執事好人直調
(駐因因係裝夏丹卷委員會中務局)

區分			區分	
次區			一等區	1
次區			二等區	0
次區			三等區	1
局		1	局	1
課			課	2
科			科	2
一級區			科	6

編者 局員以昭和二十三年一月七日改原第一卷第一卷第一卷
第一卷第一卷第一卷

總 覽

總 覽

登録番号			
氏名 (ローマ字)		氏名	
会社名		地位	

受付年月日	年	月	日	
委員会決定	年	月	日	承認 不承認
総理大臣決済	年	月	日	
本人に対する通知發送	年	月	日	
司令部に対する提出	年	月	日	
司令部よりの回答	年	月	日	

備考

処理者印

